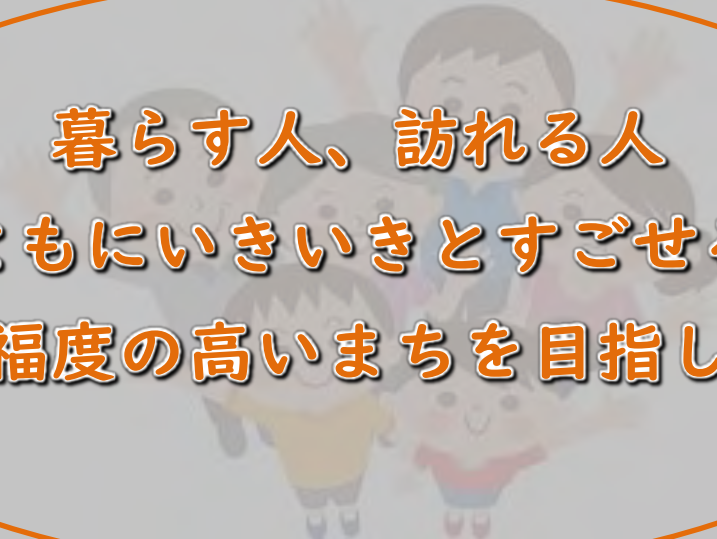


令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

## 仙北市第4次障がい者計画

令和6年度（2024年）～令和8年度（2026年）

## 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画



暮らす人、訪れる人  
ともにいきいきとすごせる  
幸福度の高いまちを目指して

仙 北 市  
令和6年3月

「暮らす人、訪れる人  
ともにいきいきとすごせる  
幸福度の高いまち」を目指して



仙北市では、障がい者施策の基本方向として、令和6年度から令和11年度までを期間とする「仙北市第4次障がい者計画」を総合的・体系的に定め、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、共生社会の実現、障がいへの理解促進、障がいの特性や性別、年齢への配慮など、国が定める第5次障害者基本計画の考え方を基本視点とし「暮らす人、訪れる人、ともにいきいきとすごせる幸福度の高いまちを目指して」という理念を掲げ、生活の支援、社会参加の支援、地域のバリアフリー化と安心づくりの推進を目指していきます。全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会実現のため、市民、事業者と市が一体となって支援する体制づくりの推進に今後とも御理解と御協力をお願いします。

最後に、計画の策定に御協力いただきました策定委員会の皆様をはじめ、関係機関の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和6年3月31日

仙北市長 田口 知明

**UD FONT**

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、  
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮し  
た見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し  
ています。

# 目次

## I 計画の策定にあたって

1 計画の目的と性質	1
(1) 計画の目的	1
(2) SDGsの理念・目標を踏まえた取組み	2
(3) 計画の性質	3
(4) 計画の位置付け	5
2 計画策定の背景と推進方策	7
(1) 計画策定の方向性	7
(2) 制度改正の内容	8
(3) 計画の策定・推進体制	17
3 計画の推進方向	19
(1) 基本とする考え方	19
(2) 施策分野別の目標	20
(3) 施策の体系	21

## II 障がい者の状況

1 市の人口・世帯	23
2 障がい者数と障がい者の暮らしの状況	25
(1) 障害者手帳の交付状況	25
(2) 身体障害者手帳の交付状況	26
(3) 療育手帳の交付状況	28
(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	29
(5) 特定医療費（指定難病）受給者等（難病患者等）	30
(6) 乳幼児健康診査の受診状況	30
(7) 療育訓練事業の状況	31
(8) 特別支援教育の状況	31
(9) 雇用状況	32
(10) 障害者就労施設等からの物品等の調達状況	34
3 各種福祉サービス等の状況	35
(1) 障害支援区分と障害福祉サービス	35
(2) 地域生活支援事業	41
(3) 医療費助成の受給状況	42
(4) 福祉手当等の各種手当支給状況	43
(5) その他	43

### Ⅲ 障がい者計画

1 生活支援《相談・健康づくり・生活支援》	44
（1）相談・情報提供の充実	45
（2）健康づくりの推進	47
（3）生活支援の推進	48
2 社会参加《育成・就業・社会参加》	50
（1）育成支援	52
（2）就労の促進	54
（3）社会参加活動への参加促進	55
3 地域のバリアフリー化と安心づくり《相互理解・生活環境》	57
（1）心のバリアフリーの推進	58
（2）安心できる生活環境づくりの推進	59

### Ⅳ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本事項	64
（1）計画の基本的理念	64
（2）計画の成果目標	65
2 事業の展開	69
（1）サービスの体系	69
（2）自立支援給付事業の推進	71
（3）地域生活支援事業の推進	82

### Ⅴ 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制の整備と進行管理	87
-------------------	----

### 資料編

1 仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱	89
2 仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿	90
3 用語説明	91

#### 【「障がい」「障害」の表記について】

- ・固有名詞以外の特定の事項を示さないものについては、「障がい」とひらがな表記をしています。
- ・法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称やそのなかで使用している用語、団体名、施設名、組織名、事業等の固有名詞については、そのまま表記しています。

# I 計画の策定にあたって









# I 計画の策定にあたって

## 1 計画の目的と性質

### (1) 計画の目的

「地域でいきいきと、愛着のある仙北市で暮らしていきたい」という想いは、市民共通の願いです。しかし、障がい者は、年齢、障がいの程度・種別、生活状況はさまざまで、一人ひとりが日々の生活の場面でさまざまなニーズを抱えており、多様化・複雑化しています。

一方で、発達障害者支援法の施行（平成17年度）、障害者自立支援法の施行（平成18年度）、特別支援教育の本格実施（平成19年度）、また平成25年度には、障害者自立支援法が改正され障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行され、近年では、障がい者自らが望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児の支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

また、令和5年3月、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画「第5次障害者基本計画」が策定され、この計画の基本理念には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を取り除くため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が定められています。

これらを踏まえ、仙北市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、これまでの障がい者（児）（以下「障がい者等」といいます。）の施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者等の増加や社会参加意欲の一層の高まり、法改正等に迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がいのあるすべての人が、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定します。

## (2) SDGsの理念・目標を踏まえた取組み

平成27年9月、国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12年までに達成すべき経済・社会・環境等の17の目標と169のターゲットから構成されています。

平成30年6月には、「持続可能な開発目標」の達成に向けた優れた取組みを提案した全国29自治体の一つとして、仙北市が「SDGs未来都市」に選定されました。障がい福祉施策は、このSDGsの基本的な考え方や目標を踏まえて、取組みを進めていくことが重要になってきます。

本計画において、SDGsの掲げる目標の実現に向け、施策の推進を目指します。



### (3) 計画の性質

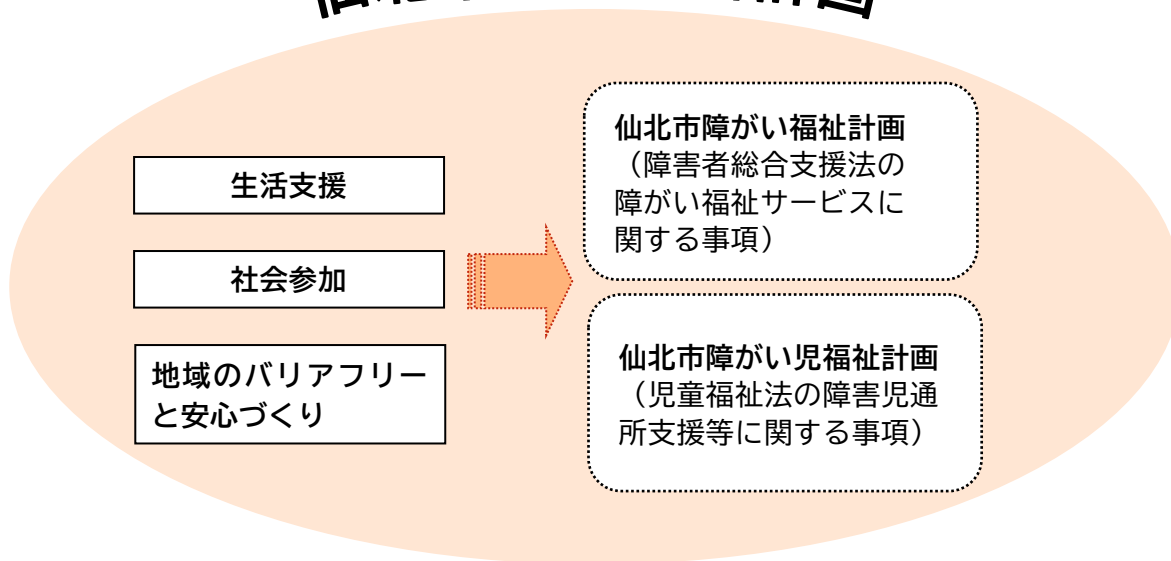
#### ①計画の法的根拠と期間

仙北市第3次障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めます。また、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める計画として仙北市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画があり、この2計画が市の障がい者施策の方向を示すものです。

この度策定する仙北市第4次障がい者計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、障がい福祉計画の期間は、平成20年度までを第1期、それ以降3年ごとに計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの3年間は第7期計画とし、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画等である障がい児福祉計画について、令和6年度から令和8年度までの3年間は第3期計画とし、第7期障がい福祉計画と一体のものとして策定します。

【障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

## 仙北市障がい者計画



【計画期間】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者計画	第4次					
障がい福祉計画	第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第3期			第4期		

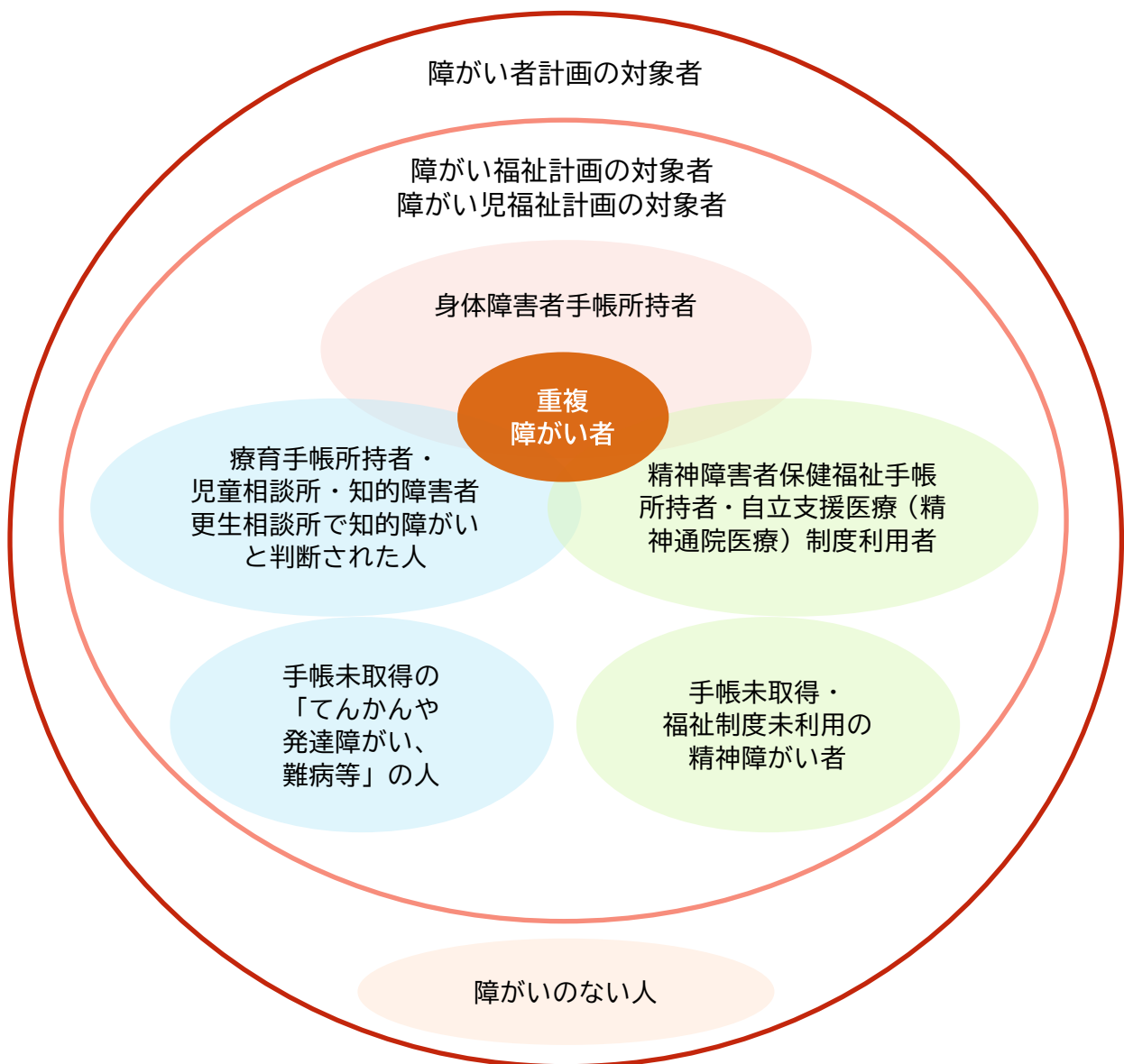
## ②計画の対象者

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象とした、全市民のための計画です。

「障がい者」の範囲は、障害者基本法に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「障がい児」は児童福祉法に基づく「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」とします。

一方で、障がい福祉計画は、自立支援給付（介護給付・訓練給付）・地域生活支援事業等のサービスを受ける人を対象とし、障がい児福祉計画は障害児通所支援のサービスを受ける児童を対象とします。

## 【計画の対象者】



## (4) 計画の位置付け

### ①計画の位置付け

本計画は、「第2次仙北市総合計画」を最上位計画とし、健康福祉医療の施策大綱である『優しさにあふれ健やかに暮らせるまち』を推進するものです。

### ②地域福祉計画との関係

仙北市地域福祉計画は、地域福祉施策分野の個別計画に基づく施策を推進するうえでの共通の理念に位置付けられます。

支援を必要とする人の状況に応じたきめ細かな対応を図り、行政や関係機関団体等の福祉サービスの充実だけでなく、市民の積極的な参画を得ながら、ネットワークを構築することが求められており、市民一人ひとりが福祉の心を持ち、相互関係を築き、市民と行政等の連携による地域福祉の基盤整備が進むことにより障がい者の生活の質の向上や社会参加などが進みます。

### ③高齢者福祉計画・介護保険事業計画との関係

障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者及び特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施します。

また、平成30年度から創設された「共生型サービス」により、高齢者や障がい者（児）が訪問介護や通所介護などの同一事業所で一体的にサービスが受けられる仕組みになっています。

### ④子ども・子育て支援事業計画との関係

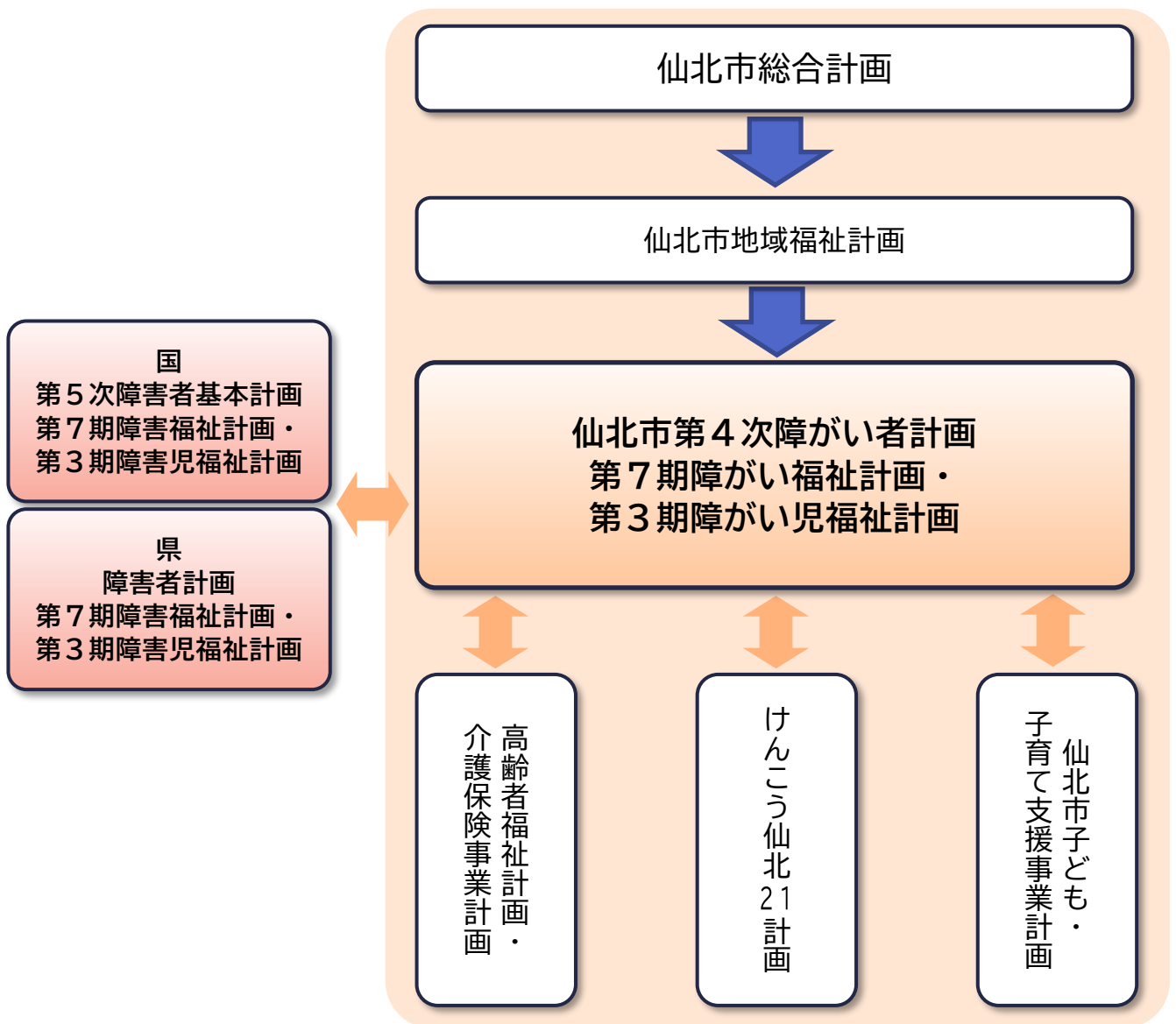
障がい児については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定され、同法に基づき、教育、保育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることを重要とし、子ども・子育て支援事業計画にて策定することとしています。これらのことから、仙北市第3期障がい児福祉計画においては、子ども・子育て支援事業計画との整合・連携を図り、策定することになります。

### ⑤けんこう仙北21計画との関係

市民の健康寿命の延伸を目指し、こどもから高齢期まで生涯を経時的に捉えライフステージに応じた心身の健康づくりの施策により、住み慣れた地域で安心して健やかに過ごすことができる取り組みを推進します。



【他計画との関連】



## 2 計画策定の背景と推進方策

### (1) 計画策定の方向性

国においては、「障害者基本法」に基づいて障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に向けて取り組んでいくという方向性が示されています。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、平成19年に我が国が署名した障がい者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成25年には「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、障がい者の権利に関する条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCA※サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されました。

また、平成25年には障害者総合支援法が制定され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障がい福祉計画の中に含まれていた障がい児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」の策定が定められました。

令和4年には障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの障がい者施策の基本方針として、基本理念と各分野に共通する横断的視点（P9参照）が掲げられました。



## (2) 制度改正の内容

### ①障害者総合支援法等の一部改正について

令和4年12月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立しました（令和6年4月1日施行）。この法律においては、障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備を図るほか、難病患者と小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化を行うとされています。法律の概要については、以下の通りです。

#### 【法律の概要】

#### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実

- (1) グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進
- (2) 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

#### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

- (1) 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等（就労選択支援の創設）
- (2) 短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）に対する実雇用率算定等
- (3) 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

#### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

- (1) 医療保護入院の見直し
- (2) 「入院者訪問支援事業」の創設
- (3) 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

#### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- (1) 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備
- (2) 難病患者等の療養生活支援の強化
- (3) 小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

#### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備

- (1) 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

#### 6. その他

- (1) 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入
- (2) 居住地特例の見直し

## ②第5次障害者基本計画について

### 障害者基本計画（第5次）の策定に当たっての基本的な考え方

#### 1. 障害者基本計画（第5次）の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画

計画期間：令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間

#### 2. 障害者基本計画（第5次）の基本的考え方

**基本理念** 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

**基本原則** 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

**社会情勢** ・2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

**の変化** ・新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

#### 3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保	(2) 共生社会の実現に資する取組の推進	(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援	(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	(6) PDCAサイクル等を通じた実行性ある取組の推進

#### 4. 施策の円滑な推進

連携、協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

## 各分野における障害者施策の基本的な方向

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住居の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

③第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月からの社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年2月27日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和5年5月には、基本指針の一部を改正する告示がされました。

基本指針見直しの主なポイント

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置等の推進
- 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止【新規】

- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

**⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

**⑨ 障害福祉サービスの質確保**

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

**⑩ 障害福祉人材の確保・定着【新規】**

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

**⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定【新規】**

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

**⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進【新規】**

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

**⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化【新規】**

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

**⑭ その他：地方分権提案に対する対応【新規】**

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## ●成果目標の見直し（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

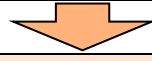
施設入所者の 地域生活への移行	◆令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
	◆令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築	◆精神障がい者の精神病床から退院後1年間以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本
	◆令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
	◆入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本
地域生活支援の充実	◆地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本
	◆強度行動障害のある方について支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める【新規】
福祉施設から一般就労 への移行等	◆令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本
	◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本【新規】
	◆令和8年度中に、令和3年度の就労定着支援利用実績の1.41倍以上とすることを基本
	◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを基本
障がい児支援の提供 体制の整備等	◆令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
	◆全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
	◆令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保することを基本
相談支援体制の充実 ・強化等	◆令和8年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本
	◆協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等を行うことを基本【新規】
障がい福祉サービス 等の質を向上させる ための取組に係る 体制の構築	◆令和8年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本



## 【障がい者制度改革の動向】

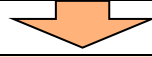
## H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入等



## H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名※H26年1月批准

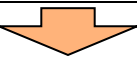
- 内容（全50条）障がい者の市民的・政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止



## H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

障害者基本計画関連



## H22年12月

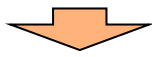
「障害者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

H23年8月成立  
「障害者基本法」改正

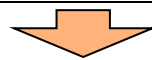
- H23年8月5日公布・施行（一部を除く）
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

H25年9月閣議決定  
「第3次障害者基本計画」  
(H25年度～H29年度)

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加

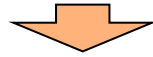


障害福祉計画等関連

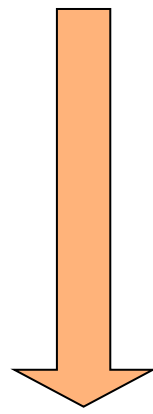


## 「障害者自立支援法」等の一部改正

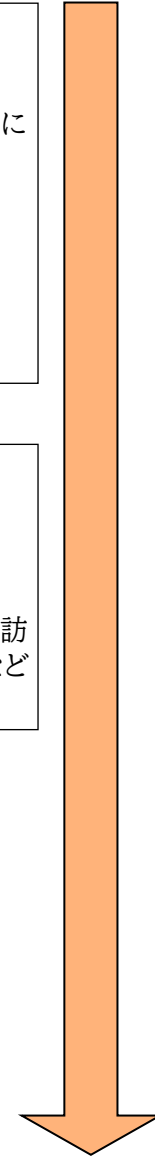
- H22年12月10日公布・施行  
・ 発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行  
・ グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行  
・ 応能負担原則への見直し  
・ 支給決定プロセスの見直し

H24年6月成立(H25年4月施行)  
「障害者総合支援法」制定

- 「障害者総合支援法」制定
- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加



その他の関連法



【障がい者制度改革の動向（前項からの続き）】

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ（H26年2月19日～）

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

- H29年4月（第3次）  
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- H28年4月施行  
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- H30年4月施行  
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28年5月成立  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日（H28年6月3日）施行  
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

H30年3月策定  
「第5期障害福祉計画」  
「第1期障害児福祉計画」  
(H30年度～R2年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
  - ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
  - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 就労定着に向けた支援
  - ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
  - ・ 発達障がい者支援の一層の充実

H25年6月成立  
(H28年4月施行)  
「障害者差別解消法」制定

- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

H28年5月成立  
(H28年8月施行)  
「発達障害者支援法」改正

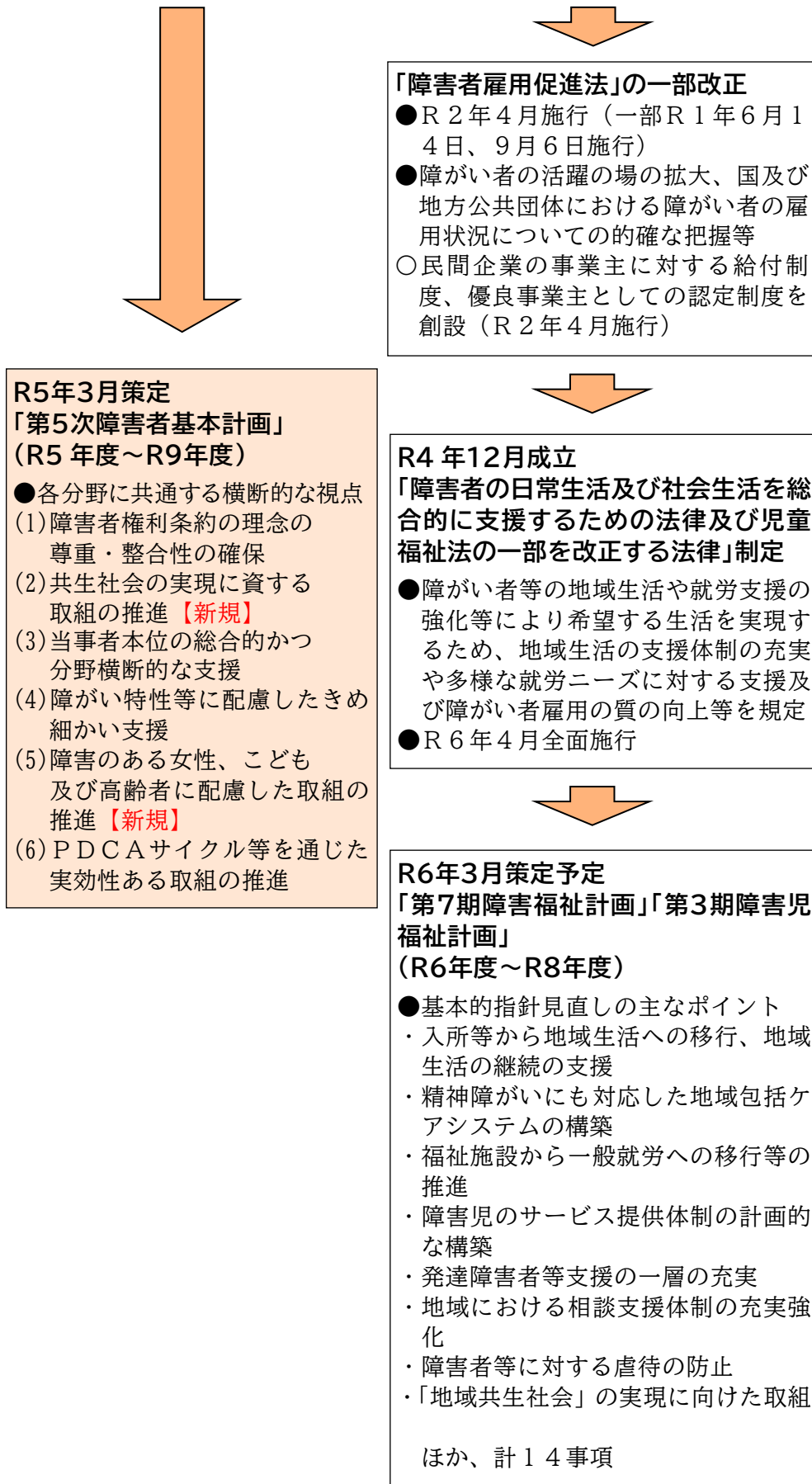
- 発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

H30年3月策定  
「第4次障害者基本計画」  
(H30年度～R4年度)

- 各分野に共通する横断的な視点
  - (1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
  - (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
  - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
  - (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
  - (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
  - (6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進



## 【障がい者制度改革の動向（前項からの続き）】



### (3) 計画の策定・推進体制

#### ①平成18～20年度（第1期障がい福祉計画）

計画の策定にあたっては、障がい福祉関係者、保健医療福祉関係者、サービス提供事業者、行政関係者等からなる「仙北市障がい者計画等策定委員会」を設置し、協議を重ねて策定しました。

また、計画の策定には、市に居住する身体障害者手帳所持者の50%（無作為抽出）、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は全員を対象にアンケート調査を、平成18年11月下旬～12月中旬に実施しました。また、仙北市の利用者がいる事業者に、新体系への移行等についての考えやサービス提供体制等に関するアンケート調査を行いました。

#### ②平成21～23年度（第2期障がい福祉計画）

計画の見直しにあたっては、地域自立支援協議会で、協議を重ねて策定しました。また、在宅で障害福祉サービスを利用している人と仙北市療育訓練事業や障がい者行事の参加者に、アンケート調査を平成20年11月下旬～12月中旬に実施しました。

仙北市の利用者がいる事業者には、新体系への移行等についての考えやサービス提供体制等に関するアンケート調査を平成20年7～8月に行いました。

障がい者計画は、障がい者だけでなく、全市民を対象にした、全市民のための計画であるという視点から庁内関係機関に意見を求めました。第2期はその後の状況の変化による見直しについての意見をうかがい、また計画の着実な推進を図るため、関係機関等と連携して定期的に協議を行いました。

#### ③平成24～26年度（第3期障がい福祉計画）

障害者自立支援法が施行されてから5年が経過し、障がい者が地域で自立した生活を支援するさまざまなサービスや意識は、かなり浸透してきているようですが、まだ十分ではありませんでした。こうした状況の問題点を探るため、サービス事業所や関係機関、各種福祉団体等から現状の聞き取り等を行いながら策定を進めました。

計画策定にあたっては、地域自立支援協議会委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、障がい者計画及び第2期障がい福祉計画の推進状況を参考として幅広く意見をうかがいながら策定しました。

#### ④平成27～29年度（第4期障がい福祉計画）

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、翌年には2段階目の改正がされたところです。障がい者の範囲に制度の谷間を埋めるべく難病等の人を対象に加え、幅広くサービス利用できるようになりました。しかし、社会資源の不足等課題が多い現状を踏まえ、仙北市障害者総合支援協議会の委員の方々に、継続してこの課題を協議していただき策定しました。

**⑤平成30～令和2年度（第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）**

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立（平成30年4月1日施行）と、平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、平成30年度からは、国の「障害者基本計画（第4次）」、「第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画」と同時改訂となりました。

計画策定にあたっては、市に居住する身体障害者手帳所持者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（児童を含む）と障がいのない方を対象に、平成29年12月上旬～1月初旬を調査期間としたアンケート調査を実施しました。

計画策定にあたっては、仙北市障害者総合支援協議会の委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、第2次障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の推進状況を参考としながら、第3次障がい者計画及び第5期障がい福祉計画の策定のためのご意見をうかがい、さらに、第1期障がい児福祉計画の策定のため、障がい児の現状を踏まえ、幅広くご検討いただきながら策定しました。

**⑥令和3～5年度（第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画）**

令和2年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しにより、地域における生活の維持及び継続の推進、地域生活支援拠点等における機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などを基に「第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

計画策定にあたっては、仙北市障害者総合支援協議会の委員に「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、策定のためのご意見をうかがい、障がい者等の現状を踏まえ、幅広くご検討いただきながら策定します。

**⑦令和6～8年度（第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）**

令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しにより、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、福祉施設から一般就労への移行等、地域における相談支援体制の充実強化の推進などを基に「第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

計画策定にあたっては、「仙北市障がい者計画等策定委員会」を委嘱し、策定のためのご意見をうかがい、障がい者等の現状を踏まえ、幅広くご検討いただきながら策定します。

### 3 計画の推進方向

#### (1) 基本とする考え方

##### ①基本視点

障がいとは誰にとっても身近なものです。そのことに気がつきにくい面があります。障がいのある人もない人も、障がいについてもっとよく知ることが、ノーマライゼーションの考え方を広め、地域でともに育ち、暮らすために不可欠です。

そのためには、障がいごとの特性や年齢や生活様式等、その人を取り巻く環境からとらえることが大切です。

#### 【基本視点】

視点1 地域でともに暮らすこと

視点2 障がいを身近な問題ととらえ、考えたり、わかり合うようにすること

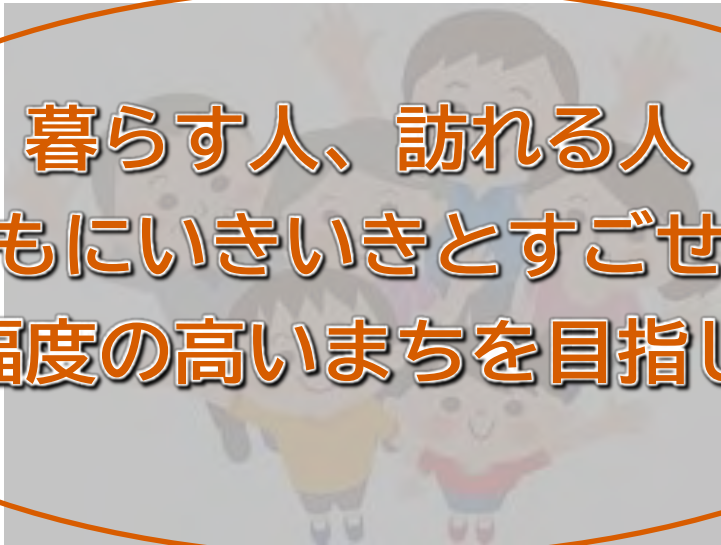
視点3 障がいの種類や程度、年齢等による個性や特性に配慮すること

##### ②計画の理念

第2次仙北市総合計画における健康福祉医療の施策大綱は、『優しさにあふれ健やかに暮らせるまち』であり、保健活動・健康づくりの推進や医療体制の充実をはじめ、障がい者（児）福祉の充実について示されています。

仙北市に暮らす障がいのある人、高齢者や外見から分からない援助や配慮を必要としている人も、また仙北市を訪れる人も、ともにいきいきとすごし、幸福度の高いまちを目指し、本計画の理念を以下のように設定しました。

#### 【計画の理念】



暮らす人、訪れる人  
ともにいきいきとすごせる  
幸福度の高いまちを目指して

## (2) 施策分野別の目標

### 目標1

#### 生活支援 《相談・健康づくり・生活支援》

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供等の体制づくりと、暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取り組み、健康づくり等を組み合わせ利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

### 目標2

#### 社会参加 《育成・就労・社会参加》

仙北市の子どもたちがそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、支援が必要な子どもと家庭での育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。

そして、すべての人が社会的に自立し、自らさまざまな活動に参加して潤いある暮らしを営めるように、障がいのある人の就労支援、学習活動や交流活動への参加を支援して、ともに暮らす環境づくりを推進します。

### 目標3

#### 地域のバリアフリー化と安心づくり 《相互理解・生活環境》

毎日の暮らしの中から、障がいのある人が活動したり、暮らすうえでの障壁（バリア）を取り除く取り組みを進めます。このため、障がいに関する理解を深めるなど意識の障壁（バリア）を取り除くとともに、道路や建物・交通手段等の生活基盤をはじめ、災害や事故等の安全対策におけるハード面について、地域のバリアフリー化を継続して推進していきます。



## (3) 施策の体系

目標	施策の方向	主な事業
生活支援 【目標1】	(1) 相談・情報提供の充実	①相談支援のネットワーク化
		②情報提供の充実
		③権利擁護の推進
	(2) 健康づくりの推進	①障がいの原因となりうる疾患等の早期発見・予防
		②こころの健康づくり
	(3) 生活支援の推進	①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進
②その他の支援サービスの推進		
③地域の中で暮らすための支援		
社会参加 【目標2】	(1) 育成支援	①子育て支援・療育体制
		②学び・学校生活
	(2) 就労の促進	①就労の促進
		②就労を支援する取り組み
	(3) 社会参加活動への参加促進	①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進
		②まちづくりへの参画
		③障がい者団体の活動支援
		④参加しやすくするための取り組み
地域のバリアフリー化と安心づくり 【目標3】	(1) 心のバリアフリーの推進	①福祉教育の推進
		②相互理解と交流の推進
		③地域が支える活動の推進
	(2) 安心できる生活環境づくりの推進	①快適な生活環境づくり
		②安全対策
		③住まいの改善・整備









## Ⅱ 障がい者の状況



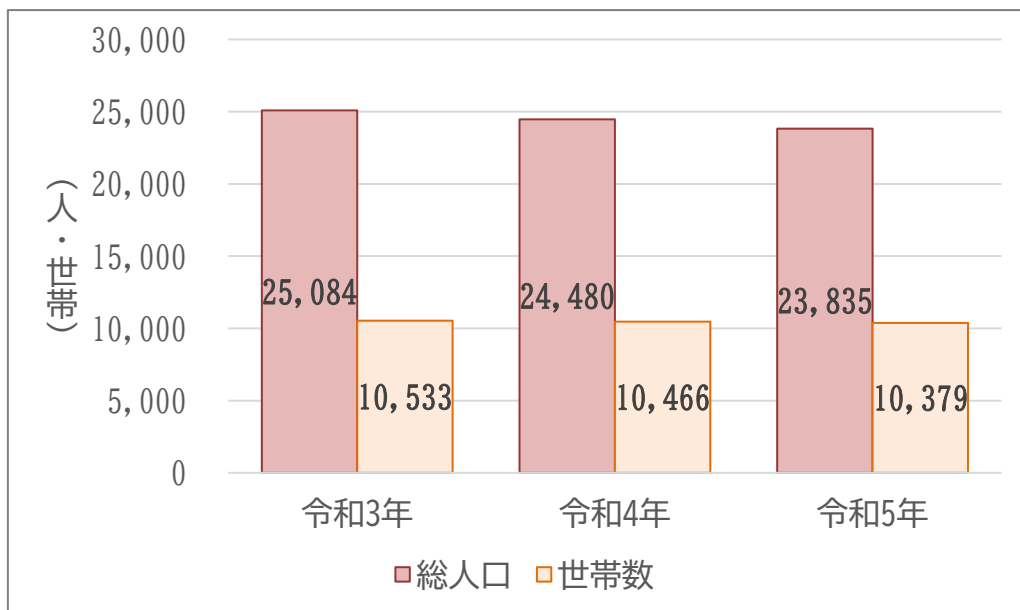
## Ⅱ 障がい者の状況

### 1 市の人口・世帯

市の総人口は、令和2年は25,646人でしたが、令和5年には23,833人と1,813人減となっています。世帯数では、令和2年の10,564世帯から令和5年の10,378世帯と186世帯減となっています。

世帯構成では、一般世帯が平成27年の9,559世帯から令和2年には9,252世帯と307世帯減少しています。核家族世帯はやや減少しているものの、単独世帯は2,338世帯から2,545世帯と207世帯増加し、市においても少子高齢化の進行やひとり暮らし高齢者等の増加が予想されます。

【人口動向（各年3月31日現在）】



資料：住民基本台帳

【世帯構成（各年10月1日現在）】

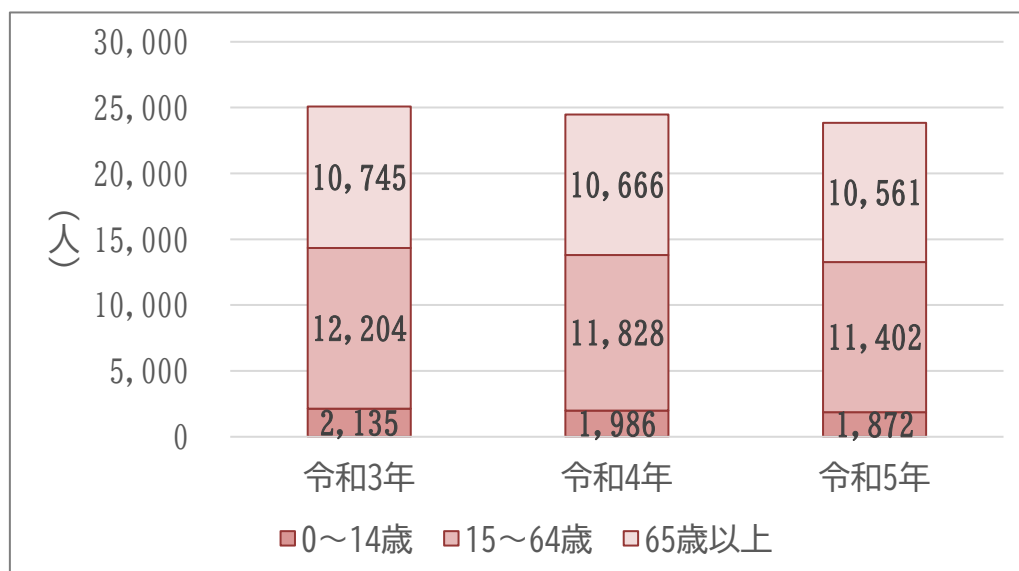
	世帯構成				
	一般世帯	親族世帯		非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯	その他親族世帯		
平成27年	9,559世帯 100.0%	4,439世帯 46.4%	2,717世帯 28.4%	65世帯 0.7%	2,338世帯 24.5%
令和2年	9,252世帯 100.0%	4,385世帯 47.4%	2,290世帯 24.8%	32世帯 0.3%	2,545世帯 27.5%

資料：国勢調査

人口構成は、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに減少しており、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありましたが、令和3年以降は減少傾向となっています。

人口構成の割合は、0～14歳の年少人口が令和2年から令和4年の間に0.6ポイント減、15～64歳の生産年齢人口が5.1ポイント減、一方、65歳以上の高齢者人口が1.5ポイント増と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【人口構成の動向（各年3月31日現在）】



	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	8.5%	8.1%	7.9%
15～64歳	48.7%	48.3%	43.6%
65歳以上	42.8%	43.6%	44.3%

資料：住民基本台帳

地区別の人口は、角館地区が10,986人（46.2%）とやや多く、田沢湖地区が8,869人（37.3%）、西木地区が3,908人（16.5%）となっています。世帯数も同様に角館地区が多く、全体の47.2%を占めていますが、1世帯平均人数は角館地区が2.25人と最も少なく、西木地区は2.42人と同居世帯が多いことが分かります。

【地区別の人口・世帯の状況（令和5年3月31日現在）】

	田沢湖地区	角館地区	西木地区	合計
総人口	8,869人 37.3%	10,986人 46.2%	3,908人 16.5%	23,763人 100%
世帯数	3,837世帯 37.1%	4,882世帯 47.2%	1,616世帯 15.7%	10,335世帯 100%
1世帯平均人数	2.31人	2.25人	2.42人	2.30人

資料：住民基本台帳

## 2 障がい者数と障がい者の暮らしの状況

### (1) 障がい者手帳の交付状況

障がい者手帳の交付数は、令和2年度は1,955件、令和3年度は1,877件、令和4年度は1,810件と減少傾向となっています。

手帳の種類別交付件数では、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。

総人口に占める障がい者の割合は、令和2年度の7.79%から令和4年度には7.60%と0.19ポイント減となっています。

【障害者手帳の交付状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,526件 78.1%	1,433件 76.3%	1,356件 74.9%
療育手帳	233件 11.9%	236件 12.6%	230件 12.7%
精神障害者 保健福祉手帳	196件 10.0%	208件 11.1%	224件 12.4%
合計	1,955件 100.0%	1,877件 100.0%	1,810件 100.0%
総人口に占める 障がい者の割合	7.79%	7.67%	7.60%

※総人口に占める障がい者の割合の算出母数となる総人口は、住民基本台帳各年度末現在（令和3年3月31日～令和5年3月31日）の数値を使用

資料：社会福祉課

(2) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付数は、令和2年度は1,526件でしたが、令和4年度には1,356件と170件減となっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が60.6%と最も多く、次いで内部障害が25.7%となっています。

年齢別では、18歳以上が99.5%を占めています。

【身体障害者手帳の等級別交付状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	467 件	430 件	278 件
2 級	236 件	222 件	257 件
3 級	265 件	250 件	266 件
4 級	394 件	378 件	402 件
5 級	84 件	80 件	83 件
6 級	80 件	73 件	70 件
合 計	1,526 件	1,433 件	1,356 件

資料：社会福祉課

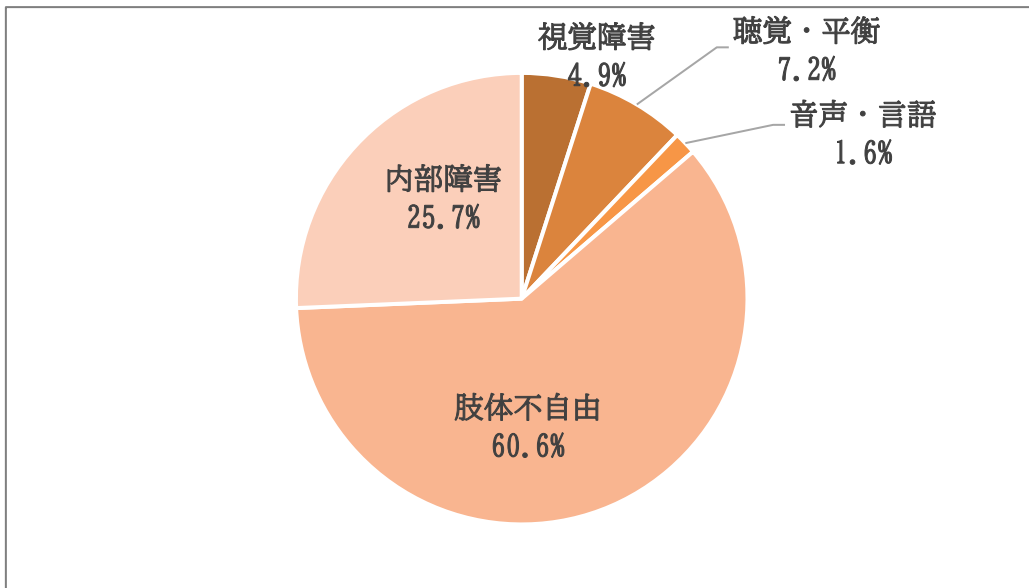
【身体障害者手帳の種類別交付状況（令和4年度末現在）】

(件)

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	合計
視 覚	障がい者	13	28	9	4	5	8	67	67
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚・平衡	障がい者	0	20	11	41	0	24	96	97
	障がい児	0	0	0	0	0	1	1	
音声・言語	障がい者	0	0	11	11	0	0	22	22
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	障がい者	51	204	181	269	78	36	819	822
	障がい児	0	2	0	0	0	1	3	
内部障がい	障がい者	213	6	49	70	0	0	345	348
	障がい児	1	0	2	0	0	0	3	
障がい者（18歳以上）計		277	255	264	402	83	68	1,349	1,356
障がい児（18歳未満）計		1	2	2	0	0	2	7	

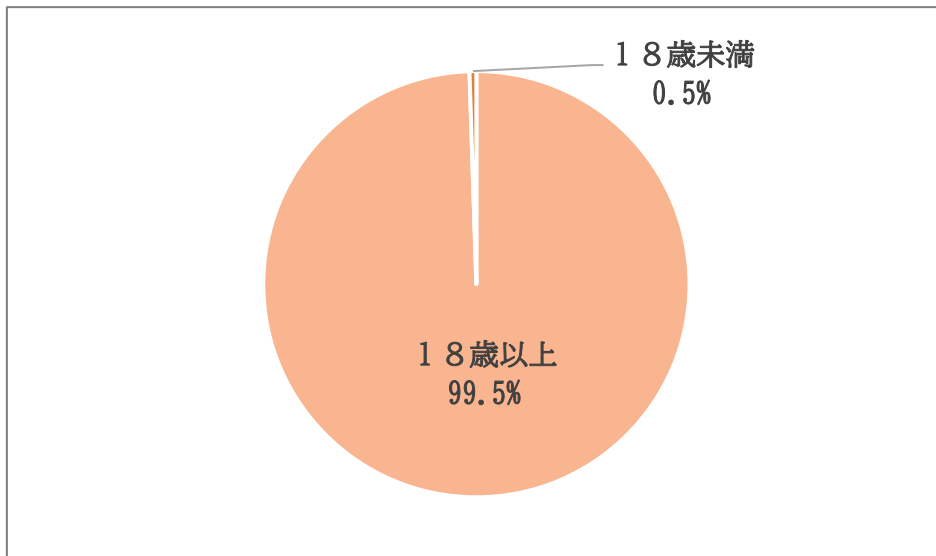
資料：社会福祉課

【身体障害者手帳の種類別交付状況（令和4年度末現在）】



資料：社会福祉課

【身体障害者手帳の年齢別交付状況（令和4年度末現在）】



資料：社会福祉課



### (3) 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付数は、18歳未満の令和4年度は27件となっています。18歳以上の令和4年度は203件となっており、ほぼ横ばいとなっています。

等級別では、療育手帳Aが48.7%、療育手帳Bが51.3%と療育手帳Bの割合がわずかに多くなっています。

【療育手帳の年齢別交付状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	32件	26件	27件
18歳以上	201件	210件	203件
合計	233件	236件	230件

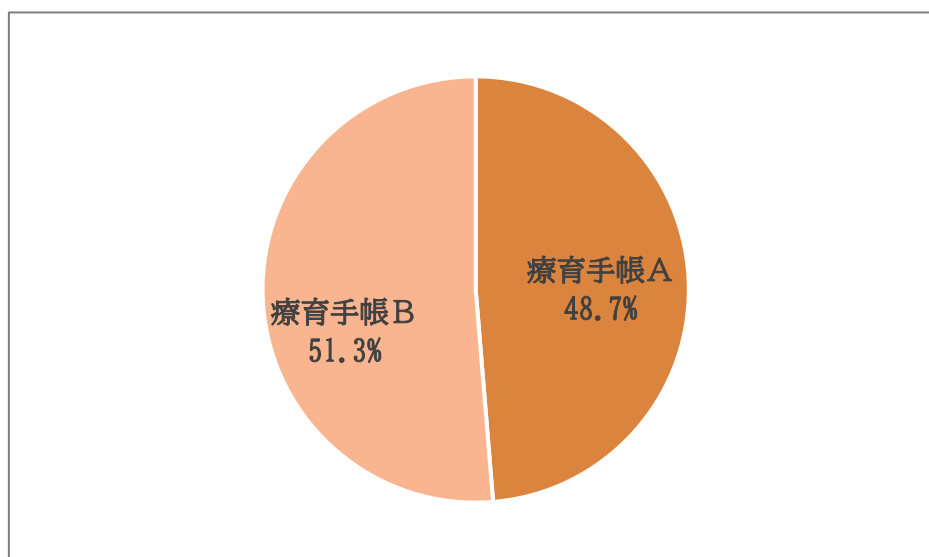
資料：社会福祉課

【療育手帳の区分別所有者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（最重度・重度）	115件	114件	112件
B（中度・軽度）	118件	122件	118件
合計	233件	236件	230件

資料：社会福祉課

【療育手帳の等級別交付状況（令和4度末現在）】



資料：社会福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、令和2年度は196件でしたが、令和4年度には224件と28件増となっています。

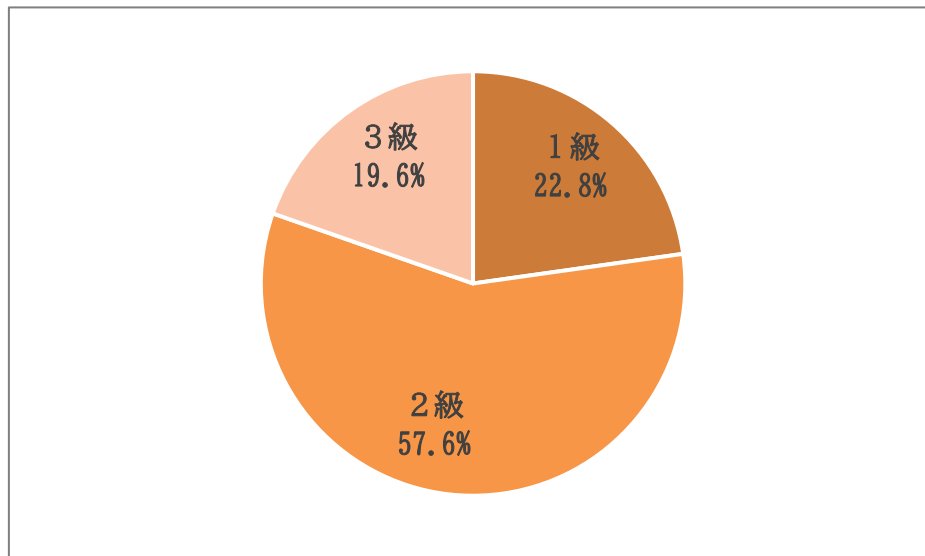
等級別では、すべての等級が増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	47 件	51 件	51 件
2 級	117 件	121 件	129 件
3 級	32 件	36 件	44 件
合 計	196 件	208 件	224 件

資料：社会福祉課

【精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況（令和4年度末現在）】



資料：社会福祉課

### (5) 特定医療費（指定難病）受給者等（難病患者等）

原因不明で治療法が未確立の疾病や慢性的で負担の大きい疾患を難病といい、その中で指定された疾患を指定難病として、医療費等が一部公費負担されています。

令和4年度の特定医療費（指定難病）受給者証交付件数は173件、小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数は22件となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者証等交付状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）受給者証	165件	169件	173件
小児慢性特定疾病医療受給者証	19件	21件	22件
合計	184件	190件	195件

資料：仙北地域振興局福祉環境部

### (6) 乳幼児健康診査の受診状況

4か月児健康診査の実施状況は、令和4年度の対象者数78人に対し受診者数は78人と、受診率は100%となっており、そのうち、健診結果で所見があった乳児は1人となっています。

3歳児健康診査の実施状況は、令和4年度の対象者数95人に対し受診者数は95人と、受診率は100%となっており、そのうち、健診結果で所見があった幼児は13人となっています。

【4か月児健康診査の実施状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	89人	66人	78人
受診者数	89人	66人	78人
受診率	100%	100%	100%
うち健診結果所見有	16人	12人	1人

資料：保健課

【3歳児健康診査の実施状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	129人	86人	95人
受診者数	128人	86人	95人
受診率	99.2%	100%	100%
うち健診結果所見有	21人	11人	13人

資料：保健課

(7) 療育訓練事業の状況

幼児健康診査や巡回相談等で、発達指導の必要が認められた市内在住の就学前児童を対象に、適応性訓練と身辺自立訓練を行うとともに、保護者の療育知識や技術の向上を図っています。

令和4年度の実施回数は16回で、参加人員は11人となっています。

【療育訓練事業の実施状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	18回	16回	16回
参加人員	9人	14人	11人

資料：子育て推進課

(8) 特別支援教育の状況

市内の小中学校における特別支援学級は、令和4年度は市内11校のうち10校に設置されており、学級数は17学級となっています。

【特別支援教育の状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	11校	11校	11校
特別支援学級 設置校	10校	9校	10校
学級数	16学級	16学級	17学級

資料：北浦教育文化研究所

(9) 雇用状況

①登録者の状況

ハローワーク角館における障がい者の登録者状況は、令和6年2月末現在、229人となっており、そのうち身体障がい者は83人、知的障がい者は56人、精神障がい者が83人となっています。

登録者のうち有効中（求職中）なのは67人で、身体障がい者が21人、知的障がい者が10人、精神障がい者が32人となっています。

【ハローワーク登録者の状況（令和6年2月末現在）】

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者 (発達障害含む)	難病障がい者	その他	合計
		重度		重度				
登録者数	83人	24人	56人	11人	83人	5人	2人	229人
うち有効中 (求職中)	21人	5人	10人	1人	32人	4人	0人	67人

資料：ハローワーク角館

【有効中（求職中）身体障がい者の内訳（令和6年2月末現在）】

	男性	女性	合計
視覚	1人	0人	1人
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく	0人	1人	1人
上肢切断機能	3人	4人	7人
下肢切断機能	5人	4人	9人
体幹機能	1人	0人	1人
内部機能	0人	2人	2人
合計	10人	11人	21人

資料：ハローワーク角館

②就職者の状況

令和4年度におけるハローワークからの就職者数は、身体障がい者が4人、知的障がい者が1人、精神障がい者が12人となっています。

【就職者の状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	5人	4人	4人
知的障がい者	7人	8人	1人
精神障がい者	7人	10人	12人
その他	6人	5人	2人
合計	25人	27人	19人

資料：ハローワーク角館

③庁内（仙北市役所）における障がい者の雇用状況

庁内における障がい者の雇用状況は、令和5年6月1日現在、職員565人に対し障がい者は15人と、雇用率2.65%となっています。

【庁内の雇用状況（各年6月1日現在）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
職員数	558人	589.5人	568.5人	565人
障がい者数	16.5人	17.5人	14.5人	15人
障がい者の実雇用率	2.96%	2.97%	2.55%	2.65%

資料：総務課

秋田県「令和5年 障害者雇用状況」

(10) 障害者就労施設等からの物品等の調達状況

庁内における就労施設等からの物品等の調達状況は、令和4年度の合計は3件：5,369,032円となっています。

調達の内訳は、その他の物品（1件：4,733,600円）と役務の清掃・施設管理（2件：635,432円）となっており、その他の物品の金額が大半を占めています。

【障害者就労施設等からの物品等の調達状況（令和4年度末現在）】

調達先	物品										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約					
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計									
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)								
就労継続支援B型							1	4,733,600			1	4,733,600						
											0	0						
	0	0	0	0	0	0	1	4,733,600	1	4,733,600								
調達先	役務												合計 (物品+役務)		うち 随意 契約			
	① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務						役務計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)					件数	金額(円)
就労継続支援B型					2	635,432							2	635,432	3	5,369,032	3	5,369,032
													0	0	0	0		
	0	0	0	0	2	635,432	0	0	0	0	0	0	2	635,432	3	5,369,032	3	5,369,032

資料：社会福祉課

### 3 各種福祉サービス等の状況

#### (1) 障害支援区分と障害福祉サービス

##### ①障害支援区分

支援費制度は、障がいのある人が自らのサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みとして、平成15年度に措置制度から移行したものです。そして、平成25年4月1日からは障害者総合支援法の施行により、障がい者が地域社会において共生の実現に向けていくことができるよう、障害福祉サービスの充実等が図られました。

障害福祉サービスには、日常的に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身に着ける訓練等給付があります。このうち介護給付では、利用希望者の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう障害程度区分（平成26年度以降「障害支援区分」に見直し）の認定が導入されました。

障害支援区分認定者数は、令和2年度は144人、令和3年度は151人、令和4年度は158人と増加傾向となっています。

【障害支援区分認定者の状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非該当	0人	0人	0人
区分1	2人	4人	6人
区分2	15人	16人	20人
区分3	22人	26人	25人
区分4	28人	29人	28人
区分5	37人	32人	33人
区分6	40人	44人	46人
合計	144人	151人	158人

資料：社会福祉課

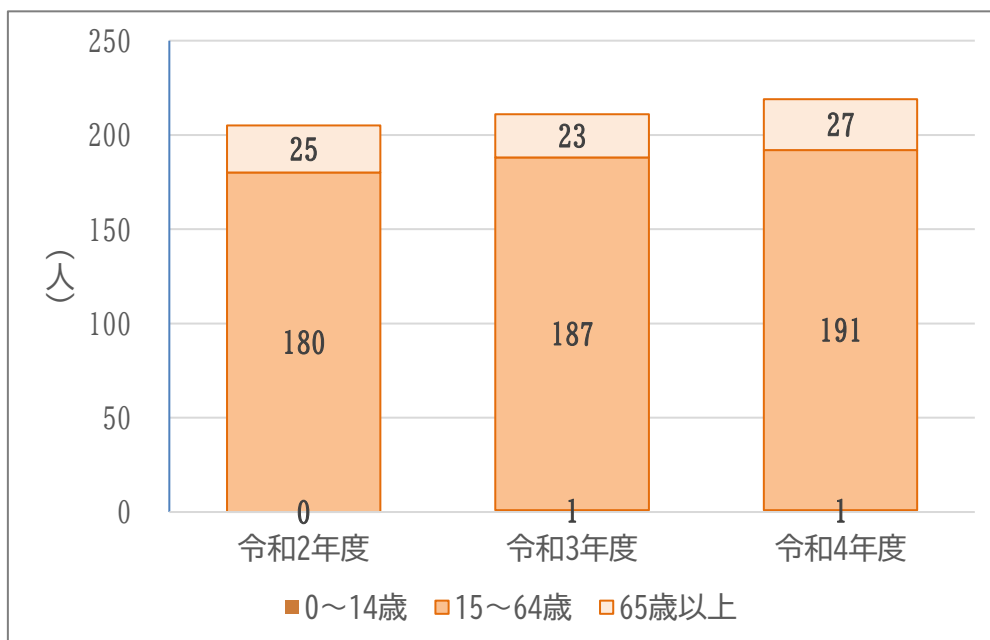


②障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況は、令和2年度205人、令和3年度211人、令和4年度は219人と増加傾向となっており、18～64歳が大半を占めています。

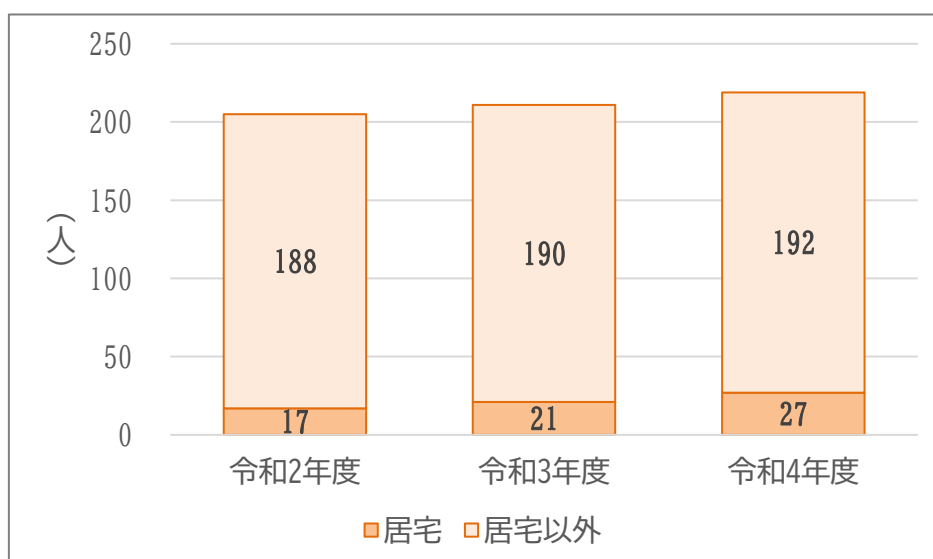
また、居宅以外のサービス利用が多く、サービス費も増加傾向となっています。

【障がい福祉サービスの年齢別利用状況（各年度末現在）】



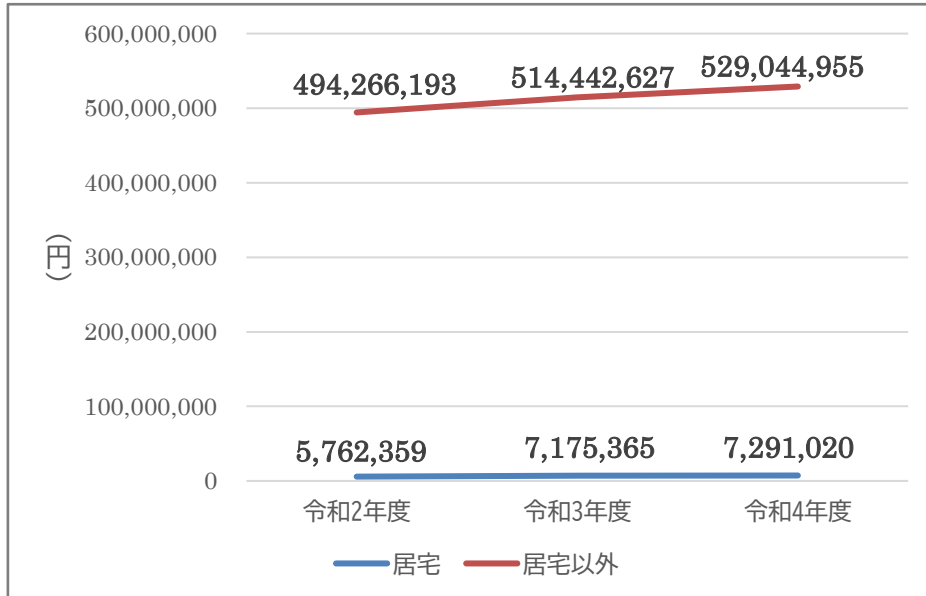
資料：社会福祉課

【障がい福祉サービスのサービス別利用状況（各年度末現在）】



資料：社会福祉課

【障がい福祉サービス費の給付状況（各年度末現在）】



資料：社会福祉課

③訪問系サービス（居宅介護・重度訪問・同行援護）

訪問系サービスの月平均利用者数は、令和4年度では居宅介護が17人と、増加傾向となっています。そのほか、重度訪問介護は2人、同行援護は3人とほぼ横ばいとなっています。

利用状況については、居宅介護は延利用者数、延時間ともに増加傾向となっています。一方で重度訪問介護、同行援護はほぼ横ばいとなっています。

【訪問系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	10人	13人	17人
重度訪問介護	1人	2人	2人
同行援護	3人	2人	3人
行動援護	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

【訪問系サービスの利用状況（各年度末現在）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	延利用者	118人	157人	200人
	延時間	1,108時間	1,385時間	1,840時間
重度訪問介護	延利用者	14人	20人	18人
	延時間	289時間	224時間	269時間
同行援護	延利用者	34人	28人	35人
	延時間	224時間	176時間	187時間
行動援護	延利用者	0人	0人	0人
	延時間	0時間	0時間	0時間

資料：社会福祉課

④日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続支援・療養介護・短期入所）

日中活動系サービスの月平均利用者数は、令和4年度では生活介護が107人、自立訓練が4人、就労継続支援（B型）が63人と利用者が多くなっています。そのほか、就労移行は2人、就労継続支援（A型）が1人、療養介護は4人、短期入所は7人、就労定着支援は2人となっています。

利用状況については、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）と療養介護、就労定着支援は延利用者数、延日数ともに増加傾向となっています。一方で生活介護はほぼ横ばい、短期入所は減少傾向となっています。

【日中活動系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	107人	107人	107人
自立訓練	3人	5人	4人
就労移行	1人	1人	2人
就労継続支援（A型）	0人	0人	1人
就労継続支援（B型）	54人	60人	63人
療養介護	3人	4人	4人
短期入所	8人	8人	7人
就労定着支援	1人	2人	2人

資料：社会福祉課

【日中活動系サービスの利用状況（各年度末現在）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	延利用者	1,284人	1,279人	1,288人
	延日数	24,903日	25,137日	25,011日
自立訓練（機能訓練）	延利用者	0人	0人	0人
	延日数	0日	0日	0日
自立訓練（生活訓練）	延利用者	38人	56人	49人
	延日数	834日	1,380日	1,172日
就労移行	延利用者	9人	10人	19人
	延日数	150日	128日	320日
就労継続支援（A型）	延利用者	0人	0人	9人
	延日数	0日	0日	92日
就労継続支援（B型）	延利用者	658人	714人	759人
	延日数	10,926日	11,724日	12,334日
療養介護	延利用者	36人	43人	52人
	延日数	1,095日	1,307日	1,580日
短期入所	延利用者	95人	95人	90人
	延日数	1,169日	1,429日	818日
就労定着支援	延利用者	12人	21人	24人

資料：社会福祉課

⑤居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援）

平成26年4月の法改正で共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化され、共同生活援助（グループホーム）のみとなったことにより、利用者は増加傾向となっています。

居住系サービスの月平均利用者は、令和4年度では24人と令和2年度より3人増加しています。

障がい者の入所施設については、身体障がい者では更生施設、療護施設、授産施設の3種、知的障がい者では更生施設、授産施設、知的障がい者通勤寮の3種が支援費制度のサービスとなっていました。平成24年度からはすべての施設が新体系へ移行し、障害支援区分認定を受け、障がいの種別にかかわらず入所施設で夜間の居住生活の支援のため、入浴や排せつ、食事等のサービスを受けることができます。

【居住系サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同生活援助 （グループホーム）	21人	22人	24人
施設入所支援	65人	65人	64人

資料：社会福祉課

⑥相談支援事業（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

相談支援事業の月平均利用者数は、令和4年度では計画相談支援が32人とほぼ横ばいとなっています。

【相談支援事業の月平均利用者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	33人	34人	32人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

⑦障がい児福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）

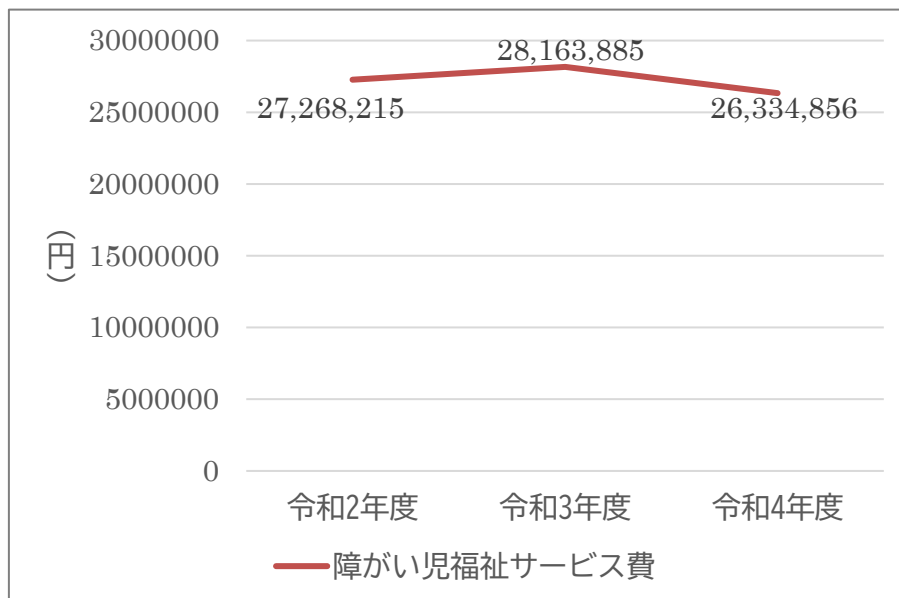
平成30年4月に開設された放課後等デイサービスの利用者はほぼ横ばいとなっています。また、障がい児を指導した経験がある保育士等が保育所等を訪問して集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援が令和4年8月に開設されています。児童発達支援が令和4年度では2人と、ほぼ横ばいとなっています。

【障がい児福祉サービスの月平均利用者数（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	1人	1人	2人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等 デイサービス	15人	17人	16人
保育所等訪問支援	0人	0人	1人
居宅訪問 型児童発達支援	0人	0人	0人
障害児相談支援	4人	4人	5人

資料：社会福祉課

【障がい児福祉サービス費の給付状況（各年度末現在）】



## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、仙北市と近隣市町村、秋田県が協力して地域の実情に応じた事業を行います。障害福祉サービスなどと組み合わせ利用できます。

### ① 相談支援事業の状況

相談支援事業は、障がい福祉に関する相談支援事業を指定相談事業所に委託しており、令和4年度の実施事業所は1事業所で、相談件数は1,714件となっており、令和3年度より211件増となっています。

【相談支援事業の状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
相談件数	1,488件	1,503件	1,714件

資料：社会福祉課

【相談支援事業所の状況（令和4年度末現在）】

実施事業所	住所	電話番号
指定相談支援事業所 愛仙	仙北市西木町西荒井字番屋94番地1	0187-47-2102

資料：社会福祉課

### ② コミュニケーション支援事業の状況

コミュニケーション支援事業は、視覚、言語、音声等の障がいのある人へ手話通訳者等の派遣を行っており、令和4年度の年間延件数は16件となっています。

【コミュニケーション支援事業の状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間延件数	14件	8件	16件

資料：社会福祉課

### ③ 補装具・日常生活用具の給付状況

補装具は、身体障がい者の身体機能の失われた部分を補うための用具（義手、義足、眼鏡、補聴器、車いす等）の交付と修理を行っており、令和4年度の交付件数は24件で、修理は17件となっています。

日常生活用具は、障がい者（児）の生活の利便を図るため、ストーマ装具、紙おむつをはじめ、入浴補助用具、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用拡大読書器等を給付しており、令和元年度から情報・意思疎通支援用具として埋込型人工喉頭用人工鼻を新たに加えています。令和4年度は668件で、18歳未満が17件、18歳以上が651件となっています。

日常生活用具の給付内訳は、排泄管理支援用具が657件と最も多くなっています。

【年齢別給付状況（各年度末現在）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具 交付	18歳未満	1件	0件	0件
	18歳以上	20件	14件	24件
	合計	21件	14件	24件
補装具 修理	18歳未満	0件	0件	0件
	18歳以上	16件	21件	17件
	合計	16件	21件	17件
日常生活 用具給付	18歳未満	18件	22件	17件
	18歳以上	612件	663件	651件
	合計	630件	685件	668件

資料：社会福祉課

【日常生活用具給付の内訳（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具	1件	0件	0件
自立生活支援用具	3件	1件	0件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	9件	10件	8件
排泄管理支援用具	613件	670件	657件
住宅改修費	1件	1件	0件
合計	630件	685件	668件

資料：社会福祉課

### （3）医療費助成の受給状況

更生医療と育成医療、精神障害者通院医療は、平成18年4月から障害者自立支援法施行により一本化され、「自立支援医療」となり、原則として医療費の1割が自己負担になりました。平成25年度からは育成医療が県から法定移譲となり、更生医療と同様に市が実施主体となっています。

令和4年度は、育成医療が14件、更生医療が402件、福祉医療費が延34,966件となっています。（件数＝請求明細書（レセプト））

【医療費受給状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	41件	19件	14件
更生医療	428件	440件	402件
福祉医療費	延 37,855件	延 37,000件	延 34,966件

資料：社会福祉課  
市民生活課

#### (4) 福祉手当等の支給状況

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者（児）の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

令和4年度は、特別障害者手当が67人、障害児福祉手当が8人、特別児童扶養手当が85人となっています。

【各種手当支給状況（各年度末現在）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	82人	80人	67人
障害児福祉手当	11人	8人	8人
特別児童扶養手当	79人	81人	85人

資料：社会福祉課  
子育て推進課

#### (5) その他

##### ①障害者相談員数

市では、市長が委嘱した身体障害者相談員7人と知的障害者相談員2人が、地域の相談に対応しています。

【障害者相談員の状況（各年度末現在）】

(県事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者相談員	7人	7人	7人
知的障害者相談員	2人	2人	2人

資料：社会福祉課



### Ⅲ 障がい者計画





## Ⅲ 障がい者計画

### 1 生活支援《相談・健康づくり・生活支援》

#### 現 状 等

障がい者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように身近な場所で気軽に相談でき、障がい者施策やサービスの情報を提供し、適切なサービスの利用を支援することで、障がいがあっても生きがいのある自立した生活を送ることができるように努めています。

相談支援事業については、平成19年4月から指定相談支援事業所愛仙に相談支援事業を一部委託し実施しており、平成29年4月からは相談支援事業を全部委託とし、質の高い相談業務を継続して実施する体制を整えました。また、身体障害者相談員と知的障害者相談員、民生児童委員も障がい者等からの相談に対応しています。

権利擁護については、社会福祉課と包括支援センターが相談窓口となり、成年後見制度の利用支援や普及促進に努めてきましたが、令和5年4月より成年後見利用促進法に基づく中核機関である「仙北市権利擁護センターまもらいふ」を設置し、権利擁護を必要とする方への早期発見の仕組みや迅速に適切な対応ができる体制が整備されています。この中核機関の業務を仙北市社会福祉協議会へ委託し質の高い利用支援等を継続して実施するとともに、窓口を一本化することにより市民等の利便性向上を図っています。引続き関係機関と連携しながら、市民が安心して暮らせる地域づくりと成年後見制度の利用促進を図ります。

また、仙北市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業及び法人後見事業により、判断能力に不安がある方や十分ではない障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用などを支援する体制が整備されています。

生活支援については、障がい者が地域で自立した在宅生活を送るために、障害福祉サービス利用などの支援を実施し、就労の機会や日中活動の場を提供してきました。

健康づくりについては、障がいの原因となりうる疾病予防のため、早期治療・リハビリテーションにつなげる受診勧奨、生活習慣改善のための保健指導等を行っています。障がいがある方本人とその家族を含む市民全体の健康づくりの支援のため、各種保健事業を実施しています。こころの健康づくりについては、専門の相談員による「こころの相談」にて悩みがある人を支援し、必要な時は医療機関などの関係機関と連携しています。

また、孤独・孤立防止や社会参加、仲間づくりの活動を行う傾聴ボランティア団体を支援しています。

施策の方向と主な事業

(1) 相談・情報提供の充実

①相談支援のネットワーク化

具体的内容	担 当
<p>専門職員による質の高い相談業務を継続して行うため、相談支援事業を指定相談支援事業所愛仙へ委託し実施しています。現在、3人の相談支援専門員が障がい者やその家族に対し、電話や訪問を通してきめ細やかな支援を実施します。</p>	<p>相談支援事業所等</p>
<p>困難事例へ対応するため、仙北市障害者総合支援協議会へ専門部会を設置し、状況報告や事例検討を行い、関係機関と連携しながら困難事例へ対応します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がい者が高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるように、長寿支援課、包括支援センターが相談窓口となり、医療、介護と連携し相談に対応しています。困難事例は包括支援センターを中心とした地域ケア会議で個別に事例検討を行い支援します。</p>	<p>長寿支援課 包括支援センター</p>
<p>養護者による障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護や相談を実施するため、仙北市障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、関係機関と連携しながら虐待の防止等に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>仙北市社会福祉協議会では、仙北市自立相談応援センターを設置し、生活困窮となった経緯等を整理して、問題解決に向けた助言や支援を実施しているほか、日常生活の相談には心配ごと相談所を毎月各支所で開催しています。また、法律問題や専門的な相談には司法書士等による心配ごと専門員相談を年2回開催し、問題の解決に向け今後も継続して実施します。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>
<p>窓口業務担当者や居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどと研修会を開催し、相談機能の充実、強化を図ります。</p>	<p>社会福祉課 包括支援センター</p>

②情報提供の充実

具体的内容	担 当
<p>広報せんぼくの発行（月1回／毎月1日発行）、仙北市ウェブサイトで情報提供を行っています。今後も、広報せんぼくを発行し、市民への情報提供に努め、活用の拡充を促進します。デザインや用語など誰もがわかりやすい表現に配慮し広報活動を行います。</p>	<p>総務課</p>
<p>広報せんぼくやLINE公式アカウントの活用、各種パンフレットの作成をはじめ、市の広報担当との連携による広報等、さまざまな広報媒体を活用した広報活動を継続します。</p>	<p>総務課</p>
<p>社会福祉課では、「仙北市障がい児・障がい者福祉のしおり」を作成し、障がい者施策の普及啓発に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>民生児童委員協議会など各種団体の会議等の機会を活用し、「仙北市障がい児・障がい者福祉のしおり」を活用し障がい者施策の普及啓発に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

③権利擁護の推進

具体的内容	担 当
<p>権利擁護を必要とする方へ早期発見の仕組みや迅速に適切な対応が取れるよう体制整備を進め、令和5年4月より中核機関として「仙北市権利擁護センターまもらいふ」を設置しており、中核機関の業務を仙北市社会福祉協議会へ委託し、広報啓発や利用支援等を実施しています。関係機関と連携しながら、市民が安心して暮らせる地域づくりと成年後見制度の利用促進を図ります。また、仙北市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業及び法人後見事業により、判断能力に不安がある方や十分ではない障がい者等が自立した生活ができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用などを支援する体制が整備されています。</p>	<p>社会福祉課 包括支援センター 仙北市社会福祉協議会</p>

## (2) 健康づくりの推進

### ①障がいの原因となりうる疾患等の早期発見・予防

具体的内容	担 当
<p>障がいの早期発見、早期治療のため、乳幼児健診や家庭訪問を秋田南児童相談所などと連携し実施します。また、成人期以降の障がいの原因となりうる疾患の発症予防のため、各種健診の実施とその結果に基づいた受診勧奨や生活習慣改善の保健指導を実施します。</p>	<p>こども家庭センター 保健課</p>

### ②こころの健康づくり

具体的内容	担 当
<p>様々な要因により、こころが疲れた方や不安や心配がある方に対して、公認心理師や臨床心理士が予約制で行う「こころの相談」のほか、課内の臨床心理士と保健師が随時の相談（対面及び電話）に対応します。また、本人の希望や相談内容に応じて、医療機関や関係機関と連携し継続的に支援します。市内2つの傾聴ボランティア団体（傾聴ボランティア「えくぼの会」、傾聴ボランティア・集いの場「かだれ」）が、孤独・孤立防止や社会参加、仲間づくりのため、集いの場や相談の場を定期的に設けています。なお、こころの健康づくりと併せて、仙北市の自殺死亡率を減少させることを目指し、自殺予防に関する普及啓発や人材育成等を行います。</p>	<p>保健課</p>
<p>仙北市社会福祉協議会では、市からの委託事業として家族介護者交流事業を実施しており、在宅において要介護者を介護している家族を対象に交流会等を開催し、参加者同士の交流を通じて心身のリフレッシュを図ることを目的に、今後も継続して実施し参加を促進するとともに、より参加しやすくなるような事業の運営に努めます。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>

### (3) 生活支援の推進

#### ①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進

[障がい福祉計画・障がい児福祉計画部分を参照]

##### ア. 制度の周知と適正な運用

具体的内容	担 当
制度の周知に努めるとともに、障害支援区分認定の事務等、適切な運用に努めます。	社会福祉課 相談支援事業所等

##### イ. 生活の場の確保と地域生活への移行支援

具体的内容	担 当
施設や病院を退所、退院しても、生活の場としての住宅が不足していることが想定されます。このため、障がい者対応可能なアパートやグループホーム等居住の場についての多面的検討と、日中活動の場の提供等についての検討を、関係課や障がい福祉サービス事業所及び仙北市障害者総合支援協議会と連携してさらに取り組みます。	社会福祉課 市立角館総合病院 市立田沢湖病院 サービス提供事業所等

#### ②その他の支援サービスの推進（在宅福祉サービス）

##### ア. 在宅福祉サービスの推進

具体的内容	担 当
障がい者本人または家族からの相談や、学校または医療機関の紹介でサービス利用につながる以外に、障がい者本人が自宅に引きこもり家族がすべてを支援し生活している障がい者等に対し、相談支援体制を強化することにより、広く制度を利用し、在宅生活を維持できるよう支援します。また、必要なサービスを利用しながら生活し、社会とのつながりを持つ機会の確保について検討します。	社会福祉課 相談支援事業所等

##### イ. 難病患者等への支援

具体的内容	担 当
障害者総合支援法施行から障がいの範囲に難病も加わり、令和6年4月から、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が369疾病まで拡大されます。難病患者の地域社会における共生の実現を総合的に支援していきます。	社会福祉課



ウ. 発達障害者等への支援

具体的内容	担 当
<p>発達障害のある児童を含め、子どもとの関わり方や子育ての悩み・不安を抱えた保護者を対象に、親子関係支援事業「ペアとれ」を実施しています。ペアレントトレーニングの受講により、保護者が子どもの発達や特性に応じた関わり方等の知識や方法を身に付け、更なる親子関係の向上に繋がるために支援します。また、ペアレントトレーニングの講話を開催し、関係機関等への事業周知や人材育成を行い、支援の充実を図ります。</p>	<p>こども家庭センター</p>

エ. 各種制度の活用

具体的内容	担 当
<p>障害福祉サービス、障害福祉サービス以外のサービスなど、必要なサービスと他制度を組合せて利用し、自立した生活を送ることができるように、相談など適切な対応に努めます。</p>	<p>社会福祉課 包括支援センター サービス提供事業所等</p>

③地域の中で暮らすための支援

ア. 多様な日中活動の場の確保

具体的内容	担 当
<p>日中活動の場は、障害福祉サービスだけに限定されるものではありません。さまざまな場面で障がい者の活動を支援するため、ボランティア団体等担い手の確保・育成を支援するとともに、共生できる環境づくりに取り組みます。そのためにも、地域の理解が重要であり、障がい者が地域の行事等に積極的に参加し、ともに活動できる場の拡充を図ります。</p>	<p>社会福祉課 サービス提供事業所等</p>

イ. 施設退所者・退院患者への対応

具体的内容	担 当
<p>障がい者理解の啓発により、偏見、誤解の払拭を図るとともに、地域行事へ参加できる道筋をつくります。住居のバリアフリー化に対する助成、相談・見守りネットワーク等も必要と考えられることから、総合的な協議の場を仙北市障害者総合支援協議会等で確保します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>入院患者や外来患者には、かかりつけ医への相談を勧めます。また、夜間・休日の救急医療体制の充実及び訪問医療体制の確立が取り組まれており、このような支援体制について、周知を図るなどの支援に努めます。</p>	<p>社会福祉課 市立角館総合病院 市立田沢湖病院 相談支援事業所等</p>
<p>民生児童委員、指定相談支援事業所、秋田県南障害者就業・生活支援センター、関係機関が協力して見守る体制の確保について検討します。</p>	<p>社会福祉課 相談支援事業所等</p>

## 2 社会参加《育成・就業・社会参加》

### 現 状 等

その人のライフステージ（成長段階）と障がいの種別や状況を踏まえて、さまざまな活動への参加を広げていけるように、その人の育ちと学びを支援していくことが重要です。

障がいや発達の遅れで支援が必要な子どもについては、乳幼児の健診事業と保育支援、児童相談から療育活動につながるように取り組んでいます。

また、障がい児保育や子育て支援施策等、障がいのある子もいない子どもにも地域で育てる環境づくりに努めています。一方で、全国的に学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、発達障がいのある子どもたちが増加傾向にあるといわれています。

こうしたなか、盲・ろう・養護学校と小中学校の特殊学級というこれまでの障がい児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた特別支援教育が、平成19年度から本格実施されました。平成20年度から角館小学校にて、平成25年度から生保内小学校、角館中学校にて、県事業として通級指導教室を実施しています。

また、平成28年4月に大曲支援学校せんぼく校が開校し、住み慣れた地域で特色のある教育活動により、地域に根ざした学習活動、地域の人々との日常的な交流活動、体験的・実践的活動を通したキャリア教育を受けることができるようになりました。

障がい者の一般雇用については、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等を中心に、雇用拡大や職場適応へのきめ細やかな支援等が行われているため、年々就職者数が増え、令和4年度は19人が就職しています。なお、精神障がい者の雇用も増加傾向にあるものの、就職後に症状が不安定となり定着が難しくなることが課題となっています。

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度では、民間企業の法定雇用率が2.3%（常用労働者数43.5人に対し1人）、自治体等は2.6%（教育委員会は2.5%）に設定されています。（令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.5%（常用労働者数40人に対し1人）、自治体等は2.8%になります。）

市においては、令和5年6月1日現在、仙北市役所（教育委員会を含む）が2.65%と法定雇用率を達成しています。令和4年度に比べると0.1ポイント上昇しました。

職場適応への支援については、雇用前の職場適応訓練費や、試行雇用期間のトライアル雇用助成金、正式雇用後の特定求職者雇用開発助成金などの支給をはじめ、人的支援である職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、引きこもりの方の社会参加を促す社会とのつながり（職親）事業等があります。このような各種制度について周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解を深められるように取り組むことが課題です。

障がいの有無に関わらず、市民がそれぞれの関心や学びたいと思う気持ちから生涯学習活動やスポーツ活動に参加することは、その人の暮らしの豊かさを広げるだけでなく、そこに参加することで仲間ができたり、市民同士の交流の場にもなります。さらには、地域力、まちづくりの力としての期待も大きくなっています。

しかし、障がい者が参加しようと思うと、施設に段差があったり、情報が入手しにくいなどの障壁が残っており、これらを少しずつなくしてともに活動していくことが、ノーマライゼーションの普及にもつながると思われれます。

施策の方向と主な事業

(1) 育成支援

①子育て支援・療育体制

ア. 相談活動と庁内ネットワークづくりの推進

具体的内容	担 当
妊娠初期からの相談や乳幼児健康相談や健診等の場での相談、必要に応じて訪問活動を実施しており、その子どもにあったフォローに努めます。	保健課
乳幼児健康相談や健診、保育の場等で支援が必要と判断された場合、児童相談所の巡回児童相談や医療相談等につなげるなど、外部の関係機関ともスムーズな連携に努めます。	保健課 こども家庭センター
各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討するとともに、関係機関の連絡の円滑化を図る目的で、仙北市障害者総合支援協議会の部会で、機能的なネットワークとなるように取り組んでいきます。	社会福祉課

イ. 療育訓練の推進

具体的内容	担 当
療育訓練の専門機関が遠方にあるため、子育て推進課、保育士等が連携して療育訓練事業「どれみの会」を開催しています。親子で参加することにより、子どもの発達を促すとともに、保護者の育児不安の解消等子育て支援の意味もあり、さらに仲間づくりの場にもなっています。今後も専門の指導者による助言等により、療育及び発達支援に向けて「どれみの会」の充実を図ります。	こども家庭センター
特別支援教育関係者が「どれみの会」と連携するなど、子どもたちの発達に関わるような取り組みを検討します。また、特別支援学校での取り組みとも連携・協力を図り、発達障がいや特別支援教育等について関係機関とのネットワークを構築できるように努めます。	こども家庭センター 北浦教育文化研究所 特別支援学校
自閉症や学習障がいなどの発達障がいは、乳幼児期から幼児期に現れるケースが多いことから、母子保健事業、子育て支援事業、学校教育などの分野が連携し、早期の気づきと支援の確保に努めます。また、発達障がいについての啓発、担当者が学習する機会の確保など、関係機関と連携して取り組みます。	保健課 こども家庭センター 北浦教育文化研究所

ウ. 障がい児家庭の子育て支援

具体的内容	担 当
<p>認定こども園等では特別支援体制が整えられ、障がいのある子どもの利用も多くなっています。入園前の子どもと親が集まる場として子育て支援センターの利用をPRすることで、徐々に利用者が増えています。親同士の相談や仲間づくりの場としてのセンター機能を継続し、さらなる充実を図ります。また、こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。</p>	<p>子育て推進課 こども家庭センター</p>
<p>特別支援学校に通う児童や生徒のうち、家族全員が仕事や介護等で、日中支援できる人がいないときや、常時介護を行っている家族の一時的な休息のために日中一時支援事業を行っており、この事業の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がい児の家族は、時間の制約等さまざまな理由により積極的な地域行事への参加が難しい状況で、障がいがある子どももまた社会参加の機会が少なくなる傾向がみられます。障がいがある子どもがいきいきと育ち、地域の行事等にも参加しやすくするために、地域住民も正しい知識を身に着ける機会を確保します。また、障がい児の家族の負担等を軽減するためにも、短期入所等の福祉サービスや日中一時支援等の情報提供、相談等に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

②学び・学校生活

ア. 学ぶ環境の向上と学校生活での支援

具体的内容	担 当
<p>障がいのある子どもの就学については、学校教育法に基づき教育委員会が10月31日までに学齢簿を作成し、教育支援委員会の総合的判断を基に、教育委員会が本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り決定します。就学までの期間が短いため、教育総務課を中心に、社会福祉課、子育て推進課、保健課、認定こども園等と連携を図り、教育支援委員会の前の相談や面談がきめ細かく対応できるように取り組みます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>各学校では、学級の適正な配置や指導方法の改善を進めており、校内委員会を設置し、ケース会議や個別の指導計画・支援計画を作成しています。保護者の理解も深まり、特別支援学校・特別支援学級への就学者が増えつつあります。また、障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のため、教育委員会では特別支援教育支援員派遣事業を実施し、学校生活をサポートしています。令和5年度には36人の支援員を派遣しており、今後も、こうしたサポート事業の充実を図っていきます。</p>	<p>北浦教育文化研究所</p>



具体的内容	担 当
<p>角館小学校、生保内小学校、角館中学校には県事業で、通級指導教室を設置しており、市内のみならず特別支援教育のセンター校の役割を担っています。市内にあることを重要なことととらえ、各小中学校や関係課、関係機関と連携して、特別支援教育の推進に活かしていきます。</p>	北浦教育文化研究所

イ. 卒業後の進路指導等

具体的内容	担 当
<p>中学卒業後の進路については、保護者と相談のうえ、進学をアドバイスしており、継続して推進します。</p>	特別支援学校
<p>特別支援学校高等部を卒業後、一般就労に結び付く割合は低い状況であることから、特別支援学校では職場開拓や関係者のネットワークによる職場定着支援を続けています。職場定着に向けての支援、余暇活動の充実等の課題解決に向けて、特別支援学校と関係課・関係機関とのネットワークづくりを目指します。大曲支援学校せんぼく校を中心とし、仙北市障害者総合支援協議会、個別支援会議により、情報の共有、研修、個別支援についての検討を継続して実施します。</p>	社会福祉課 ハローワーク 特別支援学校

(2) 就労の促進

①就労の促進

具体的内容	担 当
<p>ハローワークと協力し、企業への啓発、障がい者雇用に関する制度周知の徹底と関係機関との連携強化の取り組みを継続します。</p>	社会福祉課
<p>仙北市役所においては、障がい者の職場配置について留意しています。今後もパートでの障がい者雇用の方向性、障がい者に限定した募集の方法、また、一部業務委託等の検討を行いながら、障がい者雇用の促進に努めます。</p>	総務課
<p>雇用に至らない障がい者に、希望する障害福祉サービス事業所等の情報を積極的に提供します。</p>	社会福祉課 相談支援事業所等

②就労を支援する取り組み

具体的内容	担 当
<p>就労に関する相談者には、ハローワーク、指定相談支援事業所や施設での支援で対応しています。今後もハローワーク、秋田障害者職業センター、秋田県南障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、施設関係者、市役所、企業等とのネットワークづくりに取り組むとともに企業との連携を深めながら、常に状況を把握し、継続して就労支援に努めます。</p>	<p>ハローワーク 相談支援事業所等</p>
<p>職業リハビリテーションについて、広く理解されていない状況といえます。情報収集、担当職員の知識を深め、できるだけ多くの人に職業リハビリテーションの機会が広がるように努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>市役所や公共施設、福祉施設、民間事業所、関係機関等が、就労の体験や訓練をする場として広く活用できるように取り組みます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がい者の雇用の維持・拡大と併せて、障害福祉サービス事業所に対する官公需の発注の増大を積極的に推進します。</p>	<p>社会福祉課 契約検査室</p>
<p>障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すため、農業と福祉の連携を推進します。</p>	<p>社会福祉課 農業振興課 サービス提供事業所等</p>

(3) 社会参加活動への参加促進

①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

具体的内容	担 当
<p>生涯学習に関連する例としては、田沢湖公民館で手話教室が開催されています。しかし、障がい者が参加できる生涯学習の場は限られている状況であり、障がい者への余暇活動を支援することが課題です。まず、既存の事業について情報提供と体験活動の場を確保し、生涯学習課と社会福祉課、各公民館で連携した対応に努めます。</p>	<p>社会福祉課 生涯学習課</p>
<p>障がい者の社会参加の一環として、仙北市障がい者ふれあい芸能文化発表会を毎年開催しています。この活動を積極的に支援し、市民への啓発を行うとともに、障がい者の創作意欲を高め、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。</p>	<p>社会福祉課 サービス提供事業所等</p>

②まちづくりへの参画

具体的内容	担 当
<p>仙北市社会福祉協議会では、市からの委託事業で生活支援体制整備事業第2層協議体（支え合い協議体）を角館・田沢湖・西木3地区に設置し、定期的に会議を行っています。地域課題の解決に向けて話し合いを行い、地域で支え合うまちづくりを推進します。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>
<p>障がい者に対する市の各審議会委員、運営委員、各種役員の委嘱、団体立ち上げの支援や起業のための研修等について検討します。</p>	<p>社会福祉課</p>

③障がい者団体の活動支援

具体的内容	担 当
<p>手をつなぐ育成会、身体障がい者協会、視覚障がい者協会、難聴・中途失聴者団体連合会等が組織されており、各種行事等が行われています。社会福祉課等からの説明や出前講座、情報提供を図りながら、各種団体の活動を支援します。</p>	<p>社会福祉課 仙北市社会福祉協議会</p>

④参加しやすくするための取り組み

具体的内容	担 当
<p>仙北市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動の相談、登録、斡旋を勧めています。市ボランティア連絡協議会と連携し、市民のボランティア意識の高揚に努め、今後も継続して取り組みを支援します。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>
<p>コミュニケーション支援事業の利用により、外出の機会が拡大され、安心して外出できるように支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>



### 3 地域のバリアフリー化と安心づくり 《相互理解・生活環境》

#### 現 状 等

昭和56年の国際障害者年を契機に、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念が普及してきました。平成16年の障害者基本法の改正では、障害者週間が規定されました。

このようなことから、障がいや障がいのある人に対する理解は、少しずつ深まっているといえますが、障がいのある人の毎日の生活のなかには、障がいのない人が気づきにくいさまざまな障壁があると思われれます。

また、障がいのない人にとっては、障がいについての理解の不足で、自分からふれあおうと思っても実践しにくくなっている場面も考えられます。なかでも、知的障がいや精神障がいに関する理解が不足していると思われることから、あらゆる機会をとらえ、地域ぐるみで啓発や広報活動を行い、障がいと障がいのある人への理解を深めていくことが求められます。

ハード面は道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置等、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備が進められるようになりました。障がい者が、安心して暮らせる環境づくりには、道路や公共施設等市全体の視点と、その人の暮らしや障がいの種別等の視点からとらえていく必要があります。身近な問題として、住まいや交通手段、生活情報等についても併せて検討していくことが課題です。

高齢者世帯の増加や障がいの重度化、障がい者を介護する家族の高齢化が進むなか、災害時や緊急時の不安は増大しており、災害時に支援が必要な人への支援体制を確保するため、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。

施策の方向と主な事業

(1) 心のバリアフリーの推進

①福祉教育の推進

具体的内容	担 当
<p>学校では、人権に関する学習が取り入れられていますが、地域ではボランティア参加や障がい者に対する理解が乏しい面があると思われます。今後は、ボランティア団体の育成、重要性の認識と啓発、ちょっとしたボランティア（ちょいボラ）の勧め等、子どもから大人まで広く活動に参加するきっかけづくりに関係機関と協力して取り組み、地域で支えあう活動につなげていけるように努めます。</p>	<p>教育総務課 生涯学習課</p>
<p>仙北市社会福祉協議会では、小学校、中学校、大曲支援学校せんぼく校へ助成金を支給するとともに、体験学習、福祉教育を協働で行っています。今後も継続して福祉教育を支援するとともに、連続性のある取り組みが各学校で行われ将来の地域を担う子どもたちの福祉に関するこころの醸成を目的に支援します。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>

②相互理解と交流の推進

具体的内容	担 当
<p>障がい者と地域が互いに理解するため、さらに気軽に交流できる場が必要です。今後は、地域の行事への参加促進、また、交流機会を拡充していきます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がいのある人もない人も、社会の一員として地域のなかで生活するためにお互いに理解し合うことが大切です。そのためには、福祉教育による理解啓発が不可欠であり、地域と障がい者を橋渡しする役割を担う機関や人の育成に努めます。</p>	<p>社会福祉課 仙北市社会福祉協議会</p>

③地域が支える活動の推進

具体的内容	担 当
仙北市地域福祉計画（令和6年3月策定）に基づいて、障がい者と家族が希望した生活ができるよう地域の団体や住民の活動を積極的に推進します。	社会福祉課 子育て推進課 長寿支援課
聴覚障がい者に対する手話、要約筆記、筆談、視覚障がい者や下肢障がい者に対する誘導のほか、障がい者が普段から気軽に公共サービスを利用できるように、相談や啓発等に努めます。	社会福祉課 仙北市社会福祉協議会
仙北市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動の紹介と活動への参加を呼びかけ、養成基礎研修を行い、ボランティアの養成に努め、ボランティア活動や助け合いにつなげられるように支援します。	仙北市社会福祉協議会

(2) 安心できる生活環境づくりの推進

①快適な生活環境づくり

ア. 外出しやすく人に優しいまちづくりの促進

具体的内容	担 当
障害者差別解消法の施行により、市では不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ職員対応要領を策定しており、引き続き合理的配慮の提供に努めます。また、合理的配慮の提供について、地域の事業者等に対しても負担が重すぎない範囲で対応に努めるように周知していきます。	社会福祉課 総務課
幅員の狭い歩道や、道路内の障がい物が通行を阻害している部分の解消に努めていますが、隣接する敷地の所有者等の協力が必要な場合も多くあります。今後も、安全で円滑な道路交通を維持することを基本に、解消に取り組みます。	社会福祉課 建設課
歩行者の多い道路・場所には、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックが必要です。誰もが円滑に通行できるように、歩道の段差解消及び勾配の改善等を促進します。	社会福祉課 建設課
道路の段差解消や車いす対応トイレの整備、オストメイト対応のトイレ、歩きやすいよう溝の細やかなグレーチングの設置、ガイドヘルパーの設置を促進することが課題であり、今後、整備促進を図ります。	社会福祉課 観光課 建設課

具体的内容	担 当
<p>J R角館駅、田沢湖駅では、ホームにエレベーターを設置して、車椅子利用者等の乗降客の利便性の向上を図っています。今後も高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）に基づき、必要な整備・改修を促進します。</p>	<p>社会福祉課 観光課 建設課</p>
<p>冬期交通の安全確保のため、仙北市除雪計画に基づき除雪作業を実施しています。長寿支援課では高齢者世帯等除雪支援事業より、住宅の玄関から公道までの除雪費用の助成や、市で調査したそれぞれの特積雪量が概ね100cmを超え、今後も増加が見込まれる場合には、住宅の雪下ろし費用についても助成します。</p>	<p>長寿支援課 建設課</p>
<p>道路整備、段差の解消、公園整備、トイレ整備について必要度の高い箇所等から取り組むとともに、さりげない親切、モラルの維持・向上等の意識づくりに努めます。</p>	<p>社会福祉課 建設課</p>

イ. 公共施設のバリアフリー化の促進

具体的内容	担 当
<p>市役所や病院等、公共的施設等のバリアフリー化についての調査を毎年度実施して状況を把握しており、この調査結果に基づき、不十分な施設のバリアフリー化に努めるため、必要性・緊急性を踏まえた計画的な取り組みの推進を図ります。</p>	<p>社会福祉課 管財課 建設課</p>
<p>市で管理する公園内において、車いすでも容易に通ることができる遊歩道設置、見やすく理解しやすい案内表示や車いす利用者に対する専用駐車場スペースの確保に努めます。</p>	<p>建設課</p>
<p>県のバリアフリー情報を活用して、バリアフリー施設・設備の情報に関する資料を集約し、案内や地図の作成を検討します。あわせて、要約筆記者・手話通訳者等の確保と、利用する側の意識の向上を図るための啓発に努めます。</p>	<p>社会福祉課 管財課 建設課</p>

ウ. 障がいのある観光客に対する対応

具体的内容	担 当
<p>観光関連施設のバリアフリー化、トイレの確保等を図り、障がい者（児）に優しいまちづくりに努めます。また、観光客への緊急時の対応について関係機関と連携し、研修を行います。</p>	<p>社会福祉課 観光課</p>
<p>介助ボランティア及びガイドヘルパーの確保に努め、車いすを押しながら観光ガイドをする車椅子観光ガイドボランティア等の育成を検討します。</p>	<p>観光課</p>
<p>観光のまちとして、誰もが訪れやすいまちづくりのためには、気がつきにくい部分を把握して、解決していくことが必要です。観光客の意見を聴取する機会を増やししながら、検討・改善につなげていきます。また、観光客に対して、障がい者に対応可能な施設等の情報提供に努めます。</p>	<p>観光課</p>
<p>角館中心部の観光施設や駐車場、庁舎では、車いすの貸出しを行っています。今後は、より円滑な貸借システムの確立と市全域の観光地での車いす貸出しを検討します。</p>	<p>観光課</p>
<p>仙北市社会福祉協議会では、観光客に車いす等福祉用具の貸出しを行っており、継続してこのような取り組みや福祉情報の提供に努めます。</p>	<p>仙北市社会福祉協議会</p>
<p>「聴覚障がい者の観光マップを作ろう会」により、耳の聞こえが不自由な人向けに筆談などの用意があることを示す「耳マーク」を掲示している施設を掲載した観光マップが作成され、誰もが安心して訪れやすいまちづくりを推進しています。</p>	<p>社会福祉課 観光課</p>

エ. 生活情報のバリアフリー化の促進

具体的内容	担 当
<p>市民の誰もが障がいについての情報を入手できるようにしていくことが重要であり、広報紙への掲載、ウェブサイトの充実、リーフレットの作成・更新等を行い、情報提供手段の拡充を図ります。また、指定相談支援事業者等の会議や団体活動に積極的に参加して、障害者総合支援法の紹介や出前講座の開催に取り組むとともに、声の広報発行、手話通訳等の利用を促進します。</p>	<p>社会福祉課 総務課</p>
<p>市内で活動している視覚障がい者団体、声の広報ボランティア団体と協力して、視覚に不自由のある方々への情報提供に取り組めます。</p>	<p>社会福祉課 総務課</p>

具体的内容	担 当
市内で活動している難聴者・中途失聴者団体、聴覚障がい者団体、手話通訳・要約筆記ボランティア団体等と協力して、聴覚に不自由のある方々への情報提供に取り組みます。	社会福祉課
コミュニケーションがスムーズに行えるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成に積極的に取り組みます。	社会福祉課
障がいのある人がパソコン等を活用して必要な情報収集や情報交換ができるように支援するとともに、ウェブサイトの充実を図り、障がいのある人が必要とする地域情報の提供に努めます。	社会福祉課 総務課
外見では障がいがあるとわからなくても、援助や配慮を必要とされる方が必要な援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	社会福祉課 観光課

②安全対策

ア. 防災対策の推進

具体的内容	担 当
仙北市地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者等災害時に支援が必要な人の安全確保について推進します。また、パッケージ型地図情報システムにより、高齢者や障がい者の把握に努め、災害時の安全・迅速な避難誘導ができるよう避難行動等支援者避難支援計画を策定します。	社会福祉課 子育て推進課 長寿支援課 総合防災課
仙北市障害者総合支援協議会においては、関係機関等と連携を図って、要支援者の防災意識を高めるため、研修会への参加や外部講師等を招いた勉強会等を開催します。	社会福祉課 総合防災課
民生児童委員や日常生活自立支援事業生活支援員と協力して、障がい者が犯罪に遭わないよう防犯に努めます。	社会福祉課
災害・緊急時の対応、連絡網等を関係課・関係機関に周知・徹底します。	社会福祉課 総合防災課



## イ. 緊急時の対応

具体的内容	担 当
<p>緊急通報システムが整備されていますが、必要な人が適切に利用できるように、情報提供に努めます。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>災害対策と同様に、緊急時の対応についても地域ぐるみで安否確認ができる体制づくりと、必要な情報や必要な支援・援助についての把握方法について検討します。</p>	<p>社会福祉課 長寿支援課 総合防災課</p>
<p>災害時に市の要請に応じて支援を要する人を受け入れる福祉避難所について、4法人（5施設1事業所）と協定締結しました。今後も福祉施設や関係課と連携をとりながら市民の安全・安心に努めます。</p>	<p>社会福祉課 長寿支援課 包括支援センター 総合防災課</p>
<p>障がいのある方の福祉避難所として、社会福祉法人秋田ふくしハートネットと協定を締結しています。「愛仙の華」の避難スペースを活用し、災害時に障がいの特性を理解し支援できる避難所として、障がいのある方の安全と良好な生活環境が確保されています。</p>	<p>社会福祉課 総合防災課</p>

## ③住まいの改善・整備

具体的内容	担 当
<p>障がい者が自宅で過ごせるよう、重度障害者等日常生活用具給付等事業にて住宅改修費支給事業を実施しています。必要な人が利用できるように、助成制度について周知を図るとともに、日常生活用具の利用を促進します。あわせて、住宅のバリアフリーや福祉用具に関する相談等に対応し、在宅生活の支援に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

## IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画







## IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本事項

#### (1) 計画の基本的理念

「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定することとされています。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
2. 実施主体の市町村を基本とした障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体に、身体障がい者、知的障がい者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む精神障がい者並びに難病患者等の障がい者等を対象としたサービスの充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。
4. 地域共生社会の実現に向けた取組	地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、1. 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、2. 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組、3. 専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を基本に、計画的に推進することを目指します。
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援	障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本に、障がい児支援体制の強化を図ります。

<p>6. 障害福祉人材の確保・定着</p>	<p>障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があり、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。</p>
<p>7. 障害者の社会参加を支える取組定着</p>	<p>障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。</p>

## (2) 計画の成果目標

### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度末における数値目標を設定します。また、相談支援体制やグループホーム等、引き続き地域での受け入れ体制の整備を推進します。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	64人	令和4年度末時点の入所者
目標年度の入所者数(B)	60人	令和8年度末時点の入所者見込み
【目標値】 地域生活移行者数(C)	4人	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行者見込み
	6.3%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(率)	4人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	6.3%	削減割合(A-B/A)

## ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき、令和8年度までに総合支援協議会等の既存の会議体を母体とする協議の場の設置を目指します。

項目	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体	総合支援協議会の中で協議の場について協議していく

## ③地域生活支援拠点等の整備

令和元年度に整備された地域生活支援拠点において、障がい者の地域生活を支援する機能を充実させるとともに、年1回以上運営状況について検証及び検討していきます。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成31年4月に整備済み
運用状況の検証・検討回数	年1回	令和8年度末時点の検証・検討回数
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握、支援体制整備	—	課題の把握、行動援護事業所の整備等

## ④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

項目	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度末時点の一般就労移行者数	2人	令和3年度実績（1人）の1.28倍以上
【目標値】 令和8年度末時点の利用者数	2人	令和3年度実績（1人）の1.31倍以上 （就労移行支援利用者）
【目標値】 令和8年度末時点の利用者数	1人	令和3年度実績（0人）の1.29倍以上 （就労継続支援A型利用者）
【目標値】 令和8年度末時点の利用者数	70人	令和3年度実績（60人）の1.1倍以上 （就労継続支援B型利用者）
【目標値】 令和8年度末時点の利用者数	3人	令和3年度実績（2人）の1.41倍以上 （就労定着支援事業利用者）
【目標値】 一般就労移行率が5割以上の事業所割合	— ※事業所がないため	就労移行支援事業所のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の2.5割以上とする
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所割合	— ※事業所がないため	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする

## ⑤障がい児支援の提供体制の整備等

## ア. 児童発達支援センターと主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の整備

国では令和8年度末までに児童発達支援センターと重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上設置することとしています。

本市においても国が定めた基本指針に基づき、児童発達支援センターの設置を含めた体制整備を目指します。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの整備 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所等の整備	市または圏域 で少なくとも 1か所を整備	整備を目指し圏域市町等関係者と 協議する

## イ. 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

国では令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村または各圏域に設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは配置済みであり、今後、児童発達支援センターの設置に向けた協議体として、本計画期間内の設置を目指します。

項目	数値	備考
医療的ケア児支援のための 協議の場の整備	1か所	総合支援協議会の中で協議の場について 協議していく
医療的ケア児支援に関する コーディネーターの配置	1人	配置済み。

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することに努めます。

項目	数値	備考
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	1か所	整備を目指し関係者と協議する
協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善	専門部会の設置	総合支援協議会へ専門部会を設置し事例検討を実施する

## ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが求められています。また、請求の過誤を無くし、適正な運営を行っている事業所が確保されるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

## ア. 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項目	数値	備考
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	令和8年度の都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する

## イ. 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項目	数値	備考
体制の有無	有	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制整備を図る。
実施回数	12回	



## 2 事業の展開

### (1) サービスの体系

障がい者への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型からなる「障がい福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」、「障がい児支援」の自立支援給付事業と「地域生活支援事業」となります。「地域生活支援事業」は、「必須事業」と「任意事業」があり、市町村が主体的に利用料等具体的な内容を地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。

【障害者総合支援法に基づくサービスの体系】

	施策の方向	主な事業
自立支援給付事業	(1) 訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		③就労移行支援
		④就労継続支援（A型・B型）
		⑤就労定着支援
		⑥就労選択支援【新規】
		⑦療養介護
		⑧短期入所（福祉型・医療型）（ショートステイ）
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助（グループホーム）
		③施設入所支援
(4) 相談支援	①計画相談支援	
	②地域移行支援	
	③地域定着支援	



	施策の方向	主な事業
自立支援給付事業	(5) 障がい児支援 (日中活動系サービス・障がい児相談支援)	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障害児相談支援 ⑦障害児入所支援（福祉型・医療型） ⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	(6) 自立支援関係給付	①自立支援医療 ②補装具の交付・修理
地域生活支援事業	(1) 必須事業	①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③手話奉仕員養成研修事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥成年後見制度利用支援事業 ⑦成年後見制度法人後見支援事業 ⑧自発的活動支援事業 ⑨地域活動支援センター事業
	(2) 任意事業	①福祉ホーム事業 ②訪問入浴サービス事業 ③更生訓練費支給事業 ④日中一時支援事業 ⑤生活サポート事業 ⑥社会参加促進事業

## (2) 自立支援給付事業の推進

## ①訪問系サービス

## 【事業名と内容】

事業名	内容
① 居宅介護	自宅で、入浴・排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がいを有する人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。平成30年4月より、日常的に重度訪問介護を利用しており、医療機関に入院した方においても、入院中の医療機関にて引き続き利用できるようになります。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## 【第6期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護等 ※①～⑤の合計	見込み	人	17	18	19
		時間/月	360	390	420
	実績	人	17	22	24
		時間/月	149	191	308

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名	単 位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 居宅介護	人	17	20	21	22
	時間/月	153	240	252	264
② 重度訪問介護	人	2	2	2	2
	時間/月	22	40	40	40
③ 同行援護	人	3	4	4	4
	時間/月	16	80	80	80
④ 行動援護	人	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	10
⑤ 重度障害者等包括	人	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
合 計	人	22	26	27	29
	時間/月	191	360	372	394

## 【施策の方向】

- ・ 訪問系サービスは居宅における生活支援のためのサービスであり、利用希望が多いことから、引き続き質の高い必要な量のサービスを提供できるように努めます。
- ・ 指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・ 市内に指定事業者が少なく、訪問系サービスの需要が多いことから、既存の介護保険事業者等にも働きかけます。

## ②日中活動系サービス

## 【事業名と内容】

事業名	内 容
① 生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇成型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇成型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤ 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
⑥ 就労選択支援	希望や能力に合った就労先や働き方について良い選択ができるよう支援するサービスです。【新規】
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑧ 短期入所 (福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 「福祉型」は、障害者支援施設等において行い、「医療型」は、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。

## 【第6期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	見込み	人	113	116	120
		人日/月	2,260	2,320	2,400
	実績	人	107	107	105
		人日/月	2,095	2,084	2,077
② 自立訓練（機能訓練）	見込み	人	1	1	1
		人日/月	20	20	20
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
③ 自立訓練（生活訓練）	見込み	人	3	3	3
		人日/月	69	69	69
	実績	人	5	4	4
		人日/月	115	98	88
④ 就労移行支援	見込み	人	2	3	4
		人日/月	40	60	80
	実績	人	1	2	1
		人日/月	11	27	10
⑤ 就労継続支援（A型）	見込み	人	1	1	1
		人日/月	20	20	20
	実績	人	0	1	1
		人日/月	0	8	18
⑥ 就労継続支援（B型）	見込み	人	60	62	64
		人日/月	1,200	1,240	1,280
	実績	人	60	63	67
		人日/月	977	1,028	1,092
⑦ 就労定着支援	見込み	人	2	2	2
	実績	人	2	2	2
⑧ 療養介護	見込み	人	3	3	3
	実績	人	4	4	5
⑨ 短期入所（福祉型） （ショートステイ）	見込み	人	10	12	14
		人日/月	100	120	140
	実績	人	8	8	8
		人日/月	119	68	58
⑩ 短期入所（医療型） （ショートステイ）	見込み	人	1	1	1
		人日/月	10	10	10
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名	単 位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 生活介護	人	107	108	109	110
	人日/月	2,084	2,160	2,180	2,200
② 自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	1	1
	人日/月	0	10	10	10
③ 自立訓練 (生活訓練)	人	3	6	7	8
	人日/月	69	199	222	245
④ 就労移行支援	人	2	2	2	2
	人日/月	27	46	46	46
⑤ 就労継続支援 (A型)	人	1	1	1	1
	人日/月	8	23	23	23
⑥ 就労継続支援 (B型)	人	63	68	69	70
	人日/月	1,028	1,224	1,242	1,260
⑦ 就労定着支援	人	2	3	3	3
⑧ 就労選択支援	人	—	0	0	1
⑨ 療養介護	人	4	5	5	5
⑩ 短期入所(福祉型) (ショートステイ)	人	8	10	10	10
	人日/月	68	100	100	100
⑪ 短期入所(医療型) (ショートステイ)	人	0	1	1	1
	人日/月	0	10	10	10

## 【施策の方向】

- ・ 指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。
- ・ 通所サービスの需要が多いことから、共生型サービス及び基準該当障害福祉サービス事業所を含めて事業者には働きかけます。

共生型サービスとは

介護保険と障がい福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供できる制度です。「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応することができる事業所になります。

基準該当障害福祉サービス事業所とは

指定障害福祉サービスの基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たしており、市町村が認めた場合は障害福祉サービスが提供できる事業所になります

## ③居住系サービス

## 【事業名と内容】

事業名	内 容
① 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の方の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
② 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

## 【第6期計画見込みと実績】

事業名	区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	見込み	人	1	1	1
	実 績	人	0	0	0
② 共同生活援助 (グループホーム)	見込み	人	23	24	25
	実 績	人	22	24	26
③ 施設入所支援	見込み	人	66	65	65
	実 績	人	65	64	61

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名	単 位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 自立生活援助	人	0	1	1	1
② 共同生活援助 (グループホーム)	人	24	26	28	30
③ 施設入所支援	人	64	62	61	60

## 【施策の方向】

- ・地域生活への移行を進める観点からも、ニーズに応じたサービス提供が行えるようにサービス提供事業所への支援に努めます。

## ④相談支援

## 【事業名と内容】

事業名	内容
① 計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
② 地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

## 【第6期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	見込み	人	37	38	39
	実績	人	34	32	30
② 地域移行支援	見込み	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0
③ 地域定着支援	見込み	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名	単位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 計画相談支援	人	32	37	38	39
② 地域移行支援	人	0	1	1	1
③ 地域定着支援	人	0	1	1	1



## 【施策の方向】

- ・計画相談支援について、サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるように、相談支援事業所などとの連携により相談支援の充実に努めます。また、新規事業所参入の推進を図り、相談支援事業所の確保に努めます。
- ・地域移行支援について、住居の確保やサービス等の適切な支援が行えるよう関係機関が連絡調整を行い、施設入所者の地域生活を推進していきます。

## ⑤障がい児支援（日中活動系サービス・障がい児相談支援）

## 【事業名と内容】

事業名	内容
① 児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
② 医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
③ 放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、児童発達支援と同様のサービスを行います。
⑥ 障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。
⑦ 障害児入所支援 (福祉型・医療型)	障がい児の入所時の支援を行います。 「福祉型」については、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行います。 「医療型」については、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。
⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

## 【第2期計画見込みと実績】

事業名	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	見込み	人	1	4	5
		人日/月	2	40	50
	実績	人	1	2	2
		人日/月	1	2	2
② 医療型児童発達支援	見込み	人	1	1	1
		人日/月	5	5	5
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	見込み	人	18	20	22
		人日/月	252	280	308
	実績	人	16	16	16
		人日/月	223	205	223
④ 保育所等訪問支援	見込み	人	1	1	1
		人日/月	2	2	2
	実績	人	0	1	2
		人日/月	0	1	3
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	見込み	人	1	1	1
		人日/月	2	2	2
	実績	人	0	0	0
		人日/月	0	0	0
⑥ 障害児相談支援	見込み	人	5	8	9
	実績	人	4	5	5
⑦ 福祉型障害児入所支援	見込み	人	1	1	1
	実績	人	1	1	1
⑧ 医療型障害児入所支援	見込み	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0
⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	見込み	人	0	1	1
	実績	人	1	1	1

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第3期計画見込み】

事業名	単 位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援	人	2	3	4	5
	人日/月	2	6	8	10
② 医療型児童発達支援	人	0	1	1	1
	人日/月	0	2	2	2
③ 放課後等デイサービス	人	16	18	19	20
	人日/月	205	252	266	280
④ 保育所等訪問支援	人	1	4	6	8
	人日/月	1	8	12	16
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	1	1
	人日/月	0	2	2	2
⑥ 障害児相談支援	人	5	6	7	8
⑦ 福祉型障害児入所支援	人	1	1	1	1
⑧ 医療型障害児入所支援	人	0	1	1	1
⑨ 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	人	1	1	1	2

## 【施策の方向】

- ・児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童及び保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所などとの連携により、相談支援等の充実に努めます。

## ⑥自立支援関係給付

## 【事業名と内容】

事業名	内容
① 自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に一本化されました。自立支援医療では、指定自立支援医療機関（具体的には受給者証に記載された医療機関）において治療や調剤、訪問看護等を受ける必要があります。
② 補装具の交付・修理	身体障がい者及び厚生労働省が定める366疾病の難病等の方の日常生活や社会生活の向上を図るため、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために、障がいの内容・程度により必要な用具（補装具）の支給を行います。※所得制限あり

## 【第7期計画見込み】

事業名		単 位	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
育成医療		件	14	20	22	24
更生医療		件	402	450	460	470
精神通院医療		件	437	450	460	470
福祉医療		件	延 34,966	延 36,000	延 36,000	延 36,000
補装具交付	18歳未満	件	0	2	2	2
	18歳以上	件	24	24	26	28
	合 計	件	24	26	28	30
補装具修理	18歳未満	件	0	2	2	2
	18歳以上	件	17	20	22	24
	合 計	件	17	22	24	26

## 【施策の方向】

- ・自立支援医療については、平成18年4月に従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の公費負担医療制度が一本化され、「自立支援医療」となりました。指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担になりますが、所得等に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようになっています。
- ・補装具の交付・修理については、日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うため、障がいの内容等により、必要な用具（補装具）の支給や修理を行います。支給決定は市が実施するため、相談等適切な対応に努めます。
- ・成長に伴い短期間での交換が必要となる障がい児や障がいの進行により短期間の利用が想定される場合などは、補装具の貸与を受けることができます。

## (3) 地域生活支援事業の推進

## ① 必須事業

## 【事業名と内容】

事業名	内容
① 相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者またはその介護を行う者に対し、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助等を行います。利用者負担はありません。
② コミュニケーション支援事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。利用者負担はありません。
③ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
④ 日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。利用者負担は原則1割負担となります。
⑤ 移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者に対し、人員を派遣し外出の際に必要な支援を行います。利用者負担は原則1割負担となります。
⑥ 成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分となった人に代わって、市長が成年後見等の開始等の審判請求を行います。審判請求に係る費用の助成や成年後見人等に対する報酬の支払いが困難と認める者は市から助成が受けられます。
⑦ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
⑧ 自発的活動支援事業	障がい者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
⑨ 地域活動支援センター事業	障がい者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。事業形態により「基礎的事業」と「機能強化事業（Ⅰ型～Ⅲ型）」にわかれます。

## 【第6期計画見込みと実績】

事業名	事業内訳	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 相談支援事業		見込み	1事業所 1,400件	1事業所 1,800件	2事業所 1,900件
		実績	1事業所 1,503件	1事業所 1,714件	1事業所 1,872件
② コミュニケーション支援事業	手話通訳者等派遣事業	見込み	12人	12人	12人
		実績	8人	15人	13人
	要約筆者等派遣事業	見込み	4人	4人	4人
		実績	0人	1人	3人
③ 手話奉仕員養成研修事業		見込み	0回	1回	1回
		実績	0回	0回	0回
④ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	見込み	2件	0件	2件
		実績	0件	0件	3件
	自立生活支援用具	見込み	2件	2件	2件
		実績	1件	0件	0件
	在宅療養等支援用具	見込み	4件	4件	4件
		実績	3件	3件	2件
	情報・意思疎通支援用具	見込み	20件	20件	20件
		実績	10件	8件	10件
	排泄管理支援用具	見込み	640件	640件	640件
		実績	670件	657件	766件
住宅改修費	見込み	2件	2件	2件	
	実績	1件	0件	0件	
⑤ 移動支援事業	個別支援型	見込み	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	1人
⑥ 成年後見制度利用支援事業		見込み	2人	2人	2人
		実績	0人	0人	2人
⑦ 成年後見制度法人後見支援事業		見込み	無	無	有
		実績	無	無	無
⑧ 自発的活動支援事業		見込み	無	無	有
		実績	無	無	無
⑨ 地域活動支援センター事業	基礎的事業	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
	機能強化事業	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名	事業内訳	令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 相談支援事業		1事業所	1事業所	1事業所	2事業所
		1,714件	1,900件	2,000件	2,400件
② コミュニケーション 支援事業	手話通訳者等派遣事業	15人	12人	12人	12人
	要約筆記者等派遣事業	1人	4人	4人	4人
③ 手話奉仕員 養成研修事業		0回	0回	0回	1回
④ 日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	0件	2件	2件	2件
	自立生活支援用具	0件	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	3件	4件	4件	4件
	情報・意思疎通支援用具	8件	20件	20件	20件
	排泄管理支援用具	657件	770件	770件	770件
	住宅改修費	0件	2件	2件	2件
⑤ 移動支援事業	個別支援型	1人	1人	1人	1人
⑥ 成年後見制度 利用支援事業		0人	2人	2人	2人
⑦ 成年後見制度 法人後見支援 事業		無	有	有	有
⑧ 自発的活動 支援事業		無	無	無	有
⑨ 地域活動支援 センター事業	基礎的事業	0人	1人	1人	1人
	機能強化事業	0人	1人	1人	1人

## 【施策の方向】

- ・相談支援事業については、障がい者が気軽に相談することができ、多様な相談内容に対応し、円滑にサービスが提供できるよう、専門的な知識のある人材を配置している事業所への啓発を図り、相談支援体制の強化を図ります。



## ②任意事業

## 【事業名と内容】

事業名		内 容
①	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由で自宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用や日常生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。
②	訪問入浴サービス事業	介護保険の訪問入浴を利用することができない障がい者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを提供することにより、身体の清潔や心身機能の維持を図ります。利用者は原則1割負担となります。
③	更生訓練費支給事業	就労移行支援または自律訓練を受けている障がい者で社会復帰のための更生訓練を受けている者に対し、更生訓練費（文房具、書籍などの更生訓練に必要な経費）を支給します。
④	日中一時支援事業	日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。利用者負担は利用時間などにより異なります。
⑤	生活サポート事業	障害支援区分の認定において非該当と判定され、調理、洗濯、掃除等の家事援助が必要と認められた障がい者に対し、サービスを提供します。利用者は原則1割負担となります。
⑥ 社会 参加 促進 事業	障害者等芸術・文化講座開催等事業	作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表会等を開催し、芸術・文化活動の振興を図ります。
	声の広報等発行事業	視覚障がい者や寝たきりで広報誌を読むことが困難な高齢者に対し、テープに録音した広報を配布します。



## 【第6期計画見込みと実績】

事業名		区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	福祉ホーム事業	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
②	訪問入浴サービス事業	見込み	2人	2人	2人
		実績	1人	1人	1人
③	更生訓練費支給事業	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
④	日中一時支援事業	見込み	26人	28人	30人
		実績	28人	28人	30人
⑤	生活サポート事業	見込み	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
⑥ 社会参加 促進事業	障害者等芸術・文化講座開催等事業	見込み	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	1回
	声の広報等発行事業	見込み	2団体	2団体	2団体
		実績	2団体	2団体	1団体

※令和5年度の実績は12月末までの実績を基に推計した見込みです。

## 【第7期計画見込み】

事業名		令和4年度 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	福祉ホーム事業	0人	1人	1人	1人
②	訪問入浴サービス事業	1人	2人	2人	2人
③	更生訓練費支給事業	0人	1人	1人	1人
④	日中一時支援事業	28人	32人	34人	36人
⑤	生活サポート事業	0人	1人	1人	1人
⑥ 社会参加 促進事業	障害者等芸術・文化講座開催等事業	1回	1回	1回	1回
	声の広報等発行事業	2団体	2団体	2団体	2団体

## 【施策の方向】

- ・各事業が利用者へ円滑に提供できるよう、事業の支援体制を整備します。

## V 計画の推進体制と進行管理



## V 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制の整備と進行管理

障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい者やその家族、障がい者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉・保健・保育・教育・就労などの幅広い分野の横断的な連携や地域内の多様な社会資源のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画では、さまざまな関係者及び関係機関との連携や協働を推進し、行政、事業者、市民が一体となって障がい者を支えるネットワークの構築を目指していきます。また、関係機関との情報の共有化を図り、総合的な推進体制の整備の強化に努めるとともに、さまざまな事業等を通じ、障がい特性を考慮した情報提供を行い、障がい者施策や保健福祉施策への認識を高めていきます。

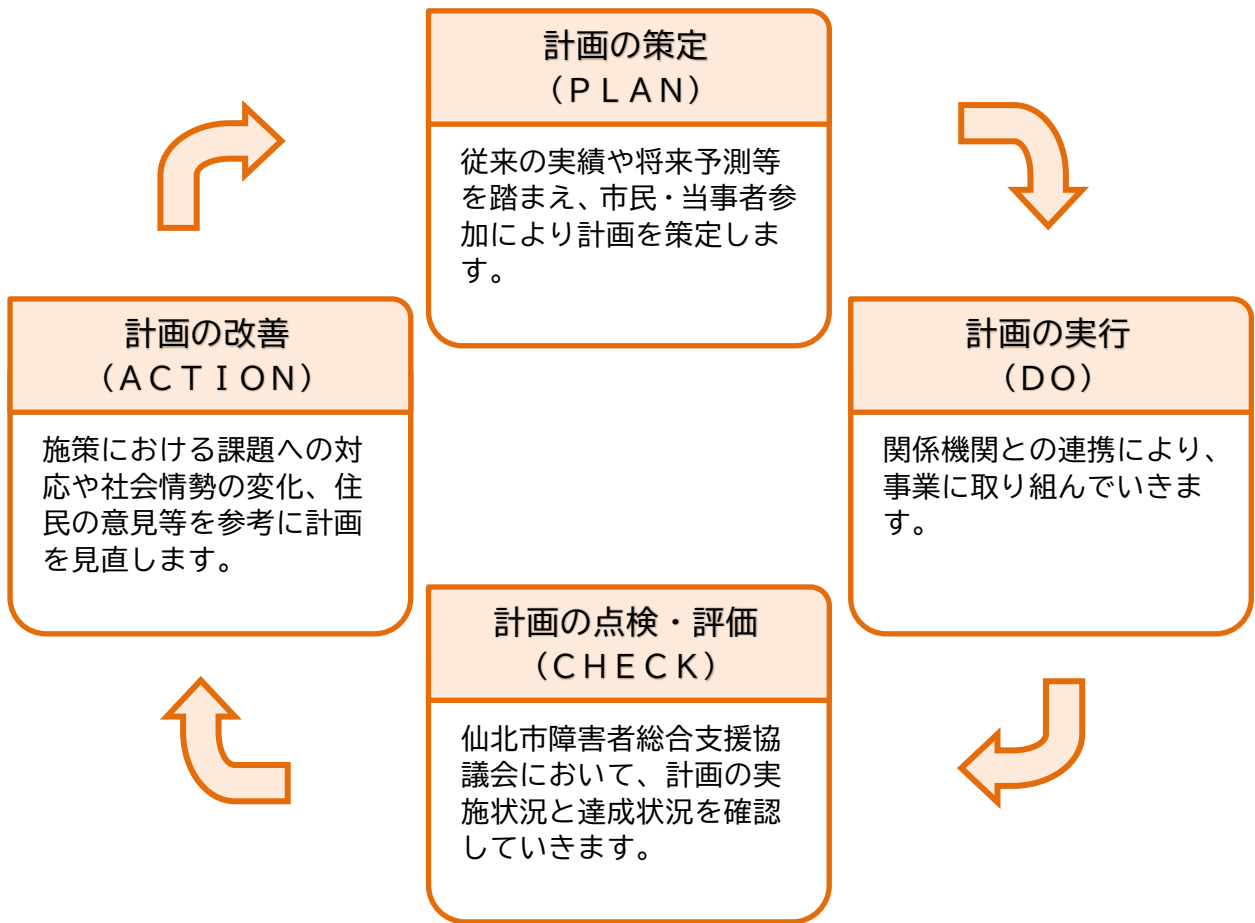
仙北市障害者総合支援協議会では、「PDCAサイクル」に基づいた計画の推進と進行管理を行うとともに、計画期間のなかで少なくとも年1回は成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、相談支援事業についての中立・公平性の確保や、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取り組みを推進していきます。

さらに、この計画に掲げた施策については、国や秋田県が実施する各種事業や制度を活用するとともに、連携を図りながら実施していきます。

市だけでは解決できないさまざまな広域的・専門的課題については、近隣市町、国や県とも緊密に連携を取り、必要に応じて意見、要望していきます。

本計画で今後検討する事項とした課題については、継続して取り組むとともに、進捗状況や効果の評価結果や今後の社会情勢の変化、新たな国・県の施策、近隣市町や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて弾力的に見直していきます。

【計画におけるP D C Aサイクルのプロセス】



資料編



## 資料編

## 1 仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、仙北市障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び委員会)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行月日)

1 この要綱は令和6年2月1日から施行する。

(最初の会議)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



## 2 仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿

任期 令和6年2月1日～令和6年3月31日

専門分野	団体・施設名	役職	氏名
相談支援事業者	指定相談支援事業所愛仙	相談支援専門員	◎ 仙葉 裕子
福祉サービス事業者	愛仙の華	管理者	伊藤 弘昭
保健医療関係者	市立角館総合病院	主任精神保健福祉士 兼主任社会福祉士	荒木 好子
保健医療関係者	保健課	統括保健師	竹内 由美子
教育関係者	大曲支援学校せんぼく校	教諭 進路指導主事	小玉 智彦
教育関係者	仙北市教育委員会 北浦教育文化研究所	所長	門脇 貴一郎
児童福祉関係者	子育て推進課	主任保健師	柴田 由子
雇用機関関係者	大曲公共職業安定所角館出張所	職業指導官	工藤 良弘
障がい者団体関係者	仙北市身体障がい者協会	会長	小杉 英夫
障がい者団体関係者	仙北市視覚障がい者協会	会長	藤原 達朗
障がい者団体関係者	秋田県手をつなぐ育成会	副会長	田口 ひとみ
地域福祉関係者	仙北手話サークル「こだち」	代表	○ 小松 龍子
地域福祉関係者	仙北市社会福祉協議会 地域福祉課	課長補佐	齊藤 良昭
関係行政機関職員	仙北市包括支援センター	主査兼社会福祉士	古賀 亮子
学識経験者	仙北市民生児童委員協議会	会長	桃園 豊弘

◎：会長 ○：副会長

### 3 用語説明（五十音・アルファベット順）

#### ■アクセシビリティ

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさを指すもの。

#### ■医療的ケア

在宅で日常的に行われている経管栄養注入やたん吸引などの医療的な介助行為のこと。医療的ケアは、医師又は看護師等の免許のない者が反復継続して行うことを禁じている医師法上の「医行為」を区別するためこのような呼び方になっている。

#### ■オストメイト

がんや事故により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部ストーマ（人口肛門・人口膀胱）を造設した人をいう。

#### ■グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。一般社会に溶け込むように生活することが理想とされ、そこで提供されるサービスを在宅サービスに位置付けている。

#### ■合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるが、重すぎる負担があるときでも、障がいのある人へ負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切である。

#### ■権利擁護

自己の権利や意思を表示することが困難な知的障がい者、精神障がい者、認知症の権利や財産を守るため支援すること。

#### ■ジョブコーチ

知的障がい者、精神障がい者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がい者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障がいの特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

#### ■職業リハビリテーション

障がい者の就労希望や相談を受け、働くため課題を把握して作業訓練、実習、職業に関する相談、具体的な就職への支援、就労後の相談や働く場所との調整などを行うこと。

#### ■成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症などにより、判断能力が十分ではない方の財産や権利を保護するための制度。契約の締結を代わりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

## ■相談支援事業

指定を受けた事業所が、障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。

## ■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## ■農福連携（農業と福祉の連携）

障がい者が農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みであり、障がい者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

## ■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## ■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## ■バリアフリー

障がい者や高齢者が社会生活に参加するうえで生活支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または取り除いた状態のこと。

## ■要約筆記

聴覚障がい者などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者（奉仕員）と呼ぶ。手話通訳の他に最近では、パソコンをプロジェクタに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供するなど方法などがある。

## ■ユニバーサルデザイン

老若男女といった差異、障がい・能力等の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

## ■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々とともに、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

## ■レスパイト

休息、息抜き（Respite）のことをいう。一般的には「レスパイトケア」といい、障がい者や高齢者を在宅で介護している家族を一時的にその介護から解放することによって、心身の疲労を回復させるサービスのことをいう。障がい福祉サービスの一つである「短期入所」がこのレスパイト目的で利用されることがある。

## ■ICT：Information and Communication Technology

通信技術を活用したコミュニケーションを指すもの。

## ■SDGs：Sustainable Development Goals（エスディージーズ）

日本語で「持続可能な開発目標」という意味。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年までに達成すべき経済・社会・環境等の17の目標と169のターゲットから構成されている。

## ■ADHD：Attention Deficit / Hyperactivity Disorder（注意欠陥／多動性障害）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## ■LD：Learning Disabilities（学習障害）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

# 仙北市第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

平成19年3月 発行  
平成21年3月 改正  
平成24年3月 改正  
平成27年3月 改正  
平成30年3月 改正  
令和3年3月 改正  
令和6年3月 改正

編集・発行 仙北市 市民福祉部 社会福祉課

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81番地8  
TEL 0187-43-2288 FAX 0187-54-1117  
仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>